

会 議 録 目 次

平成29年第1回海田町議会定例会（第3日目）

平成29年2月3日（金）午前9時00分開会

日 程 第 1	一般質問		
	○下岡憲国議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	○富永やよい議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	○大江康子議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	○崎本広美議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	○岡田良訓議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	○宗像啓之議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	○前田勝男議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	61
日 程 第 2	第 17 号議案	広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について	68
日 程 第 3	第 7 号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	68
日 程 第 4	第 8 号議案	海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	68
日 程 第 5	第 9 号議案	海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	68
日 程 第 6	第 10号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	68
日 程 第 7	第 11号議案	平成29年度海田町一般会計予算	68
日 程 第 8	第 12号議案	平成29年度海田町公共下水道事業特別会計予算	68
日 程 第 9	第 13号議案	平成29年度海田町国民健康保険特別会計予算	68
日 程 第 10	第 14号議案	平成29年度海田町介護保険特別会計予算	68
日 程 第 11	第 15号議案	平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計予算	68
日 程 第 12	第 16号議案	平成29年度海田町水道事業会計予算	68
	(延 会)	・・・・・・・・・・・・・・・・	78

7. 欠席議員

なし

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長 西 田 祐 三
副 町 長 胡 家 亮 一
企 画 部 長 鶴 岡 靖 三
総 務 部 長 丹 羽 勤
福 祉 保 健 部 長 湯 木 淳 子
建 設 部 長 久 保 田 誠 司
会 計 管 理 者 門 前 誠 司
企 画 課 長 森 原 宏 生
財 政 課 長 吉 本 真 人
税 務 課 長 近 森 茂
生 活 安 全 課 長 脇 本 健 二 郎
住 民 課 長 水 川 綾 子
社 会 福 祉 課 長 新 藤 正 敏
こ ど も 課 長 森 川 雅 枝
長 寿 保 険 課 長 伊 藤 仁 士
保 健 セ ン タ ー 所 長 森 原 知 美
都 市 整 備 課 長 龍 岩 広 幸
建 設 課 長 木 村 生 栄
上 下 水 道 課 長 早 稲 田 誠
教 育 長 田 坂 裕 一
教 育 次 長 石 川 直 之
学 校 教 育 課 長 中 川 修 治
学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 小 林 伸 二
生 涯 学 習 課 長 宮 垣 将 司
環 境 セ ン タ ー 所 長 岡 田 隆 弘
総 務 課 主 幹 下 野 武 士

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 下 義 博
主 任 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

10. 議 事 日 程

- 日程第1 一 般 質 問
日程第2 第 17 号 議 案 広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について
日程第3 第 7 号 議 案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4 第 8 号 議 案 海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 第 9 号 議 案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6 第 10 号 議 案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 第 11 号 議 案 平成29年度海田町一般会計予算
日程第8 第 12 号 議 案 平成29年度海田町公共下水道事業特別会計予算
日程第9 第 13 号 議 案 平成29年度海田町国民健康保険特別会計予算
日程第10 第 14 号 議 案 平成29年度海田町介護保険特別会計予算
日程第11 第 15 号 議 案 平成29年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
日程第12 第 16 号 議 案 平成29年度海田町水道事業会計予算
日程第13 発 議 第 1 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は、16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1か

ら日程第 13 に至る各議案でございます。日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。5 番、下岡議員。

- 5 番（下岡）5 番、下岡です。本日は 2 項目にわたって質問いたします。まず第 1 点目、学校選択制の導入について。選択制の導入について、学校教育法施行令は、第 5 条では市町教育委員会は、保護者に対し入学二月前までに就学すべき小中学校を指定すべきとし、第 8 条で、市町教委は相当と認めるときは保護者の申立てにより指定校を変更することができるものと定める。この第 8 条に関し、当町は、指定学校変更許可基準により極めて限定的条件の下で変更を認めているに過ぎない。他方 県内においては、保護者等の学校教育へのニーズを生かす特色ある学校づくりを目指す等、規制緩和の流れと相まって、理由の如何を問わず変更を認める学校選択制を導入する市町が増えており、現在、23 市町中、広島、福山、呉、熊野、坂など、14 市町に達する。文部科学省は学校選択制について、学校や地域の実情、通学条件その他様々な事情があるから、選択制の導入については学校設置者である市町村の判断であるとしている。学校選択制導入のメリットとして、1、保護者の学校教育への関心が高まる、2、子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができる、3、選択を通じて特色ある学校づくりを推進できる、4、学校が方針等を積極的に発信するようになる等があり、他方、デメリットとしては、1、通学距離が長くなることで、安全確保の問題、2、学校と地域との関係、希薄化。3、入学者が大幅に減少し、適正規模が維持できない学校の可能性、などが挙げられる。質問します。1、過去 3 年間に、小、中学校入学時、指定学校変更許可基準により、何人に対し、どういう理由で指定校変更を認めたか、問う。2、現在の通学区域は何を基準、根拠に決められたものなのか、また、それは厳しく守るべき絶対性を持っているものなのか、問う。3、近隣市町で認められる学校選択が、当町では認められないことや、町内学校間で学力、生徒指導面等で差があるのに、選択の余地がないことは機会均等の原則に反し、不公平、不平等ではないか問う。4、学校選択制のメリット、デメリットをどのように捉えているのか問う。5、学校選択制の導入に向けて、アンケート等により保護者の多種多様な意見を調査し、審議会で議論、検討する考えはないか、問う。大きく 2 項目、不登校対策について。当町の中学生徒指導上の問題として、暴力行為と並んで不登校がある。ここ数年、連続して 30 人を超えており、在籍生徒数比 4 から 5 パーセントである。県平均は 2 パーセント台で推移しており、当町の大きな教育課題である。文部科学省は昨年 9 月、不登校児童生徒への支援の在り方について、県教委等に通知し、

その数は高水準で推移しており、生徒指導上喫緊の課題であると指摘した。趣旨は、不登校は環境によってはどの児童生徒にも起こり得る。その要因等は複雑であり、教育の観点のみで対応することは困難であるが、教育が果たす役割が大きいことから、教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援等を図ることが必要、とするものである。質問します。1、どのような背景、理由があつて、当町は他の市町に比べ不登校生徒比率が改善されないまま高い状況が続くのか、見解を問う。2、学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室担当者や外部関係の活用等どのような体制であるのか、問う。3、不登校になるきっかけは、学校での友人や教師との関係、家族関係、本人起因の非行、勉強嫌い、無気力、情緒的不安定等多様である。個々のケース毎に、把握、対策が取られているのか、問う。4、不登校からの回復は容易でなく、膨大なエネルギーを要することから、予防対策、予兆の早期発見や初期段階での支援が重要と言われている。当町では具体的にどのように配慮、対策がなされているのか、問う。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）おはようございます。それでは、下岡議員の質問につきましては、教育委員会から答弁をいたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）下岡議員の質問に答弁いたします。1点目の小・中学校入学時に、指定学校変更各許可基準により過去3年間の指定学校の変更を認めた人数とその理由につきましては、小学校では、家の新築増改築等の理由で一時的に通学区域外に住民票を異動した場合で認めたものが、平成26年度に2名、平成27年度に2名、平成28年度に2名。その他の場合で、既に住所地域以外の自治会・子ども会に所属し、活動を行っている場合に該当する者が平成27年度に3名となっております。中学校では、指定中学校に希望のクラブがない場合で認めたものが、平成27年度と28年度に各1名でございます。その他の理由による指定校の変更はございません。2点目の、現在の通学区域につきましては、国の学校教育法施行令、学校教育法施行規則等に則り、本町においても、子どもの発達段階、通学距離、通学時間、交通手段等の通学の安全の確保など、地域の実情を踏まえて、海田町立小学校及び中学校通学区域に関する規則により、小・中学校の通学区域を定めております。現在の通学区域は、こうした、国の法令や本町の規則に

より定められたものであり、適切に運用されるべきものであると考えております。3点目の質問に答弁いたします。2点目の質問に答弁いたしましたとおり、児童生徒の通学する学校の指定については、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則により、市町村教育委員会が行うこととされているところです。小・中学校の通学区域や指定学校の変更の手続きは、こうした国の法令を根拠としており、同じく国の法律である教育基本法に定められた、教育の機会均等等に相反するものではないと捉えております。また、通学する学校の指定や指定学校の変更等の具体の手続きは、各自治体が、それぞれの域内の事情を十分考慮して定めているものであり、市町間で不公平、不平等があるとは捉えておりません。4点目の、学校選択制のメリットとデメリットにつきましては、下岡議員のご質問にありましたとおり、メリットとしては、保護者の学校教育への関心が高まる、子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができる、選択を通じて、特色ある学校づくりが推進できる、学校が方針等を積極的に発信するようになる、等のことがございます。一方、デメリットは、通学距離が長くなることで、安全確保の問題、学校と地域との関係の希薄化、入学者が大幅に減少し、適正規模が維持できない学校が出てくる可能性等が挙げられると考えております。5点目の質問につきましては、海田町では、平成23年度より小中一貫教育を推進しており、各小・中学校区において、失礼、各中学校区において、小・中学校が連携して、あいさつ運動やボランティア活動、授業研究等様々な取り組みを進めております。また、各学校においても、地域の方をゲストティーチャーとして招いて、教育活動を行ったり、地域の方に登下校の見守りや見守りボランティアを行って頂いたりして、地域と学校が一体となって子どもたちを育てて頂いております。こうしたことから、現時点で学校選択制の導入は考えておらず、アンケート等により、保護者の意見を聞いたり、審議会を開催する計画はございません。次に、不登校対策についての質問に答弁いたします。1点目の質問について、本町の中学校不登校生徒の全生徒に対する割合は、平成26年度4.0パーセント、平成27年度、5.2パーセントとなっており、平成26年度、平成27年度の県平均である2.6パーセントを上回る比率となっております。不登校の要因は、多岐にわたりますが、平成23年度の39名について、不登校になった要因を見ますと、家庭に関するものが約3分の1で最も多く、遊び、非行の傾向があり、学校の決まり等を巡る問題によるものが、約4分の1を占めております。こうした要因を分析し、個々の生徒の状況に応じた対応を丁寧に進めてまいりたいと考えております。2点目の質問について、本町には、本年度県費のスクール

カウンセラーが、海田中学校、海田西中学校、海田南小学校に、それぞれ1名、同じく、県費のスクールソーシャルワーカー、海田中学校区に1名配置されております。また、町費で適応指導教室指導員と教育相談員を、それぞれ1名配置をしております。不登校生徒に対しては、学級担任、生徒指導主事等が、複数で家庭訪問を実施するとともに、その状況を踏まえ、校内の連絡会で、要因や生徒の状況、対応方針等について確認を行い、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携を図ることとしております。3点目の質問について、生徒の不登校となるきっかけは多岐にわたっており、学校では、学級担任、生徒指導主事等が、家庭訪問により個々の状況を把握して、それぞれに応じた支援を行っております。4点目の質問について、中学校では、日常の状況を注意深く観察することに加えて、定期的にアンケート調査を実施したり、個人面談を行ったりして、学校生活で人間関係のトラブル等について把握するように努めております。教育委員会では毎月、適応指導教室連絡会を持ち、学校の状況を把握するとともに、個別の生徒の状況に応じた対応方針を、学校に指導助言しているところでございます。失礼しました。不登校の要因について、平成27年度39名と申し上げるところ平成23年度と申しました。平成27年度の39名について、不登校の要因をご説明しました。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）まず、第1点目のですね、質問、過去3年間にですね、基準、督促ですね、指定学校変更許可基準によって、入学時に変更を認めたものということですね、小学生については、過去3年間で6名、中学校についてはですね、2名、27年度が1名、28年度が1名、2名。その理由は、クラブ活動が指定校になかったからということで、2名認めているに過ぎない訳です。で、この指定校変更許可基準いうものを見えますとですね、入学時に、指定変更を認めるというものはですね、ここに中学校について言いますと、指定中学校に希望のクラブがない場合、これが1件あるだけで、実際に過去3年間でも2名認めているに過ぎないと。この基準についてはですね、許可期間等ということで、原則卒業までとは、なってますけれども、退部等の場合は、許可が消滅と。クラブを辞めたらですね、許可理由がなくなるから、元の学校に戻れということです。もう一つは、指定学校に新たに部が設置された場合も、許可が消滅と、ね、入学するときに、部がないから別のもう一つの学校、いいですよと、入学した後ですね、元の指定校にクラブ活動、その部できたから戻りなさいという規則です。これについてはですね、この

前の審議会でもですね、実際にそういうことがあったと。入学して、部がないから、別の学校へ、指定校以外の学校へ行ったと。そしたら、途中で、元にですね、部ができたから戻れということがあったと。これって、どうなんですかという指摘がある訳ですよ。保護者の不満が出てるんですよ。これね、ちょっとやり過ぎじゃないですか。指定校以外でですね、入学認められて、そこで仲良くですね、皆さんとやってたらですね、元の学校へ、できたから戻れと。あまりにもですね、教育的配慮がなさ過ぎるんじゃないです。そういうね、ことをやっててですね、地域の実情に合った、通学区域を適正にやっていますと言えるんですか。今、ちょっと、広島県内の市町の状況を言いましたけれども、14市町のうちですね、広島、福山、呉、大竹、廿日市、三原、尾道、安芸高田、三次の9市町、市とですね、熊野、坂、世羅、安芸太田、北広島の5町、主立った市町はですね、学校選択、小学校、中学校に入るときにですね、指定校あってもですね、希望すれば、別の学校へ入学を認めてるんです。理由のいかんを問わず。認めてないのがですね、東広島、江田島、竹原、府中、庄原、どっちかというところですね、周辺部の市町ですよ。町で言うところですね、海田、府中、大崎上島、神石高原。これら周辺部の町、その中でですね、東広島と府中というのも、どちらかといえば、市町。だけど、この二つの市町についてはですね、今の指定学校変更許可基準が非常に緩いというかですね、広く特例を認めている。この二つの市町は、例えばですね、指定校よりも近い学校がある場合には、行っていいですよと。クラブ活動についてもですね、同じように、海田町と同じように、希望のクラブがない場合は行っていいですよと。府中町なんかはですね、こんな海田町みたいに厳しくない。一旦ですね、このクラブ活動で、別の学校を許可したらですね、卒業までそこに居ていいですよと。クラブ活動を辞めようがですね、新たにその元の学校にできようがですね、卒業まで居ていいですよと。更にですね、小学校で、この特例を認めたらですね。それにつながる中学校に、自動的にですね、行っていいと。非常にですね。弾力化ということでですね、緩やかにやってる。一応はですね。学校選択、不採用とはなってますけれども、そういう配慮を、やってるんですよ。だけど、海田町はですね、ここまで厳しくやるのかというぐらい厳しくやってるんですよ。何でここまでやる必要があるんです。ちょっと教育長、ここまでやる必要があるんですか、厳しく。指定学校を守る、守らせる。ほかの市町と比べてですね、それぞれの市町の実情によるとか言いますが、海田町では、それじゃ何でですね、ここまで厳しくやらなきゃいけない事情があるんですか、説明してください。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）答弁の中でも申し上げましたけれども、本町におきましては、第4次総合計画に基づいて、平成23年度から、町内6校が二つの中学校区で小中一貫教育を進めております。児童の学力の向上やあいさつ運動、ボランティア活動等で、この、小・中学校の連携による交流の場の設定など大きな成果を挙げております。こうした、本町の学校教育の特色を生かすには、通学区域を設定した現行の制度が適切というふうに考えるとでございます。指定学校の変更については、基準を設けて、それを公表することとされており、公表に基づいて対応しておりますけれども、個々、個別の例につきましては、申請を頂いて、適切に、個別の事情に応じて判断をしておるところでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）個々の、個別の事情と言いますけれどもですね、ここに指定学校変更許可基準があつてですね、これに基づいてやってるんでしょう。じゃあ、聞きますけれどもですね、今回ですね、この3地区の元々のですね、話というのは、多田議員がですね、去年9月、この3地区についてはですね、ほかの海田小学校の中で、ほかの10地区、皆、西中学へ行っていると。だから、同じようにですね、自分たちも、西中学に行きたいという声があると。要望が多いと、認めてやるべきじゃないですかということで、スタートしている訳ですよ。教育委員会の答弁はですね、検討しますと、来年4月からでも、できるように、ちょっと検討しますということだったんですよ。スタートはですよ。小中一貫教育、そのためにはですね、一つの小学校からですね、二つの中学校に分かれて行くのはまずいとか、そのあとの話じゃないですか。今も、小中一貫教育をやってますと。そりゃあ結構ですからどんどんやってくださいよ、小中一貫教育を。それとですね、この通学基準と、どういう関係があるんですか。じゃあですね、ほかの市町で小中一貫教育やってると、同じように、厳しくやるべきじゃないですか。やってないじゃないですか。小中一貫教育やってたって、学校選択認めておるところがたくさんあるじゃないですか。あなたたちが言ってるね、小中一貫教育、それを錦の御旗に掲げりゃあ、何やってもええのかということですよ。通学区域までですね、そこ、厳しくやる理由でですね、小中学校一貫教育やってるからだ。全くねえ、理由になってないでしょう。どうなんです。再度答弁してください。それが理由になるんです。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）それぞれの地域、子どもの数、地域性がございますので、他の市町で

の基準の緩和であるとか、小中一貫をどれだけの重さで進められてるかということについては、私たちは明言を控えさせていただきたいというふうに思っております。海田町の、例えば地域性、町の大きさ、学校間の距離、児童生徒の数、子どもの実態を考えたときに、私たちは、この小中一貫を今進めるべきであるというふうに考えておりますし、この変更基準を守るべきだというふうに考えております。

○議長（久留島） 下岡議員。

○5番（下岡） 私が言ってるのはですね、小中一貫教育でいけないと言ってるんじゃない、どんどんやってくださいと言ってるんですよ。それがですね、これだけ厳しく指定学校許可基準を変える理由なるのかと、それを聞いているんですよ。これを、小中一貫教育やるためにですね。何でこれだけ厳しくですね、指定学校変更許可基準でですね、過去3年間で2人しか認めてない。いろんな事情に応じてですね、適切にですね、判断してまずと言うけれどもですね、今ね、海田町内ではね、ほとんどね、これ、通学区域はですね、変更が認められるという雰囲気になってないですよ。だから、もうだめだろうと思っているからですね、みんな言わないですよ。小中一貫教育、それは必要ですよ。良いことだと思います。それが、何で、これだけ厳しく指定学校変更許可基準に、厳しい許可基準につながるのか。そこを説明してくださいと言ってるんですよ。やっています、やっています、そりゃあ分かりますよ。やっているとしようから。ちょっと議長、ちゃんと説明さしてくださいよ。そこで鼻かんでる場合じゃないでしょう。答弁が、ちゃんと、私の質問に答弁してないんですよ、教育委員会は。ちょっと、まじめに答弁するように求めてください。

○議長（久留島） 教育委員会の方は、今の下岡議員の質問に的確にお答えお願いいたします。教育長。

○教育長（田坂） 指定学校の変更の基準につきましては、教育委員会で定めて公表しております。その中身については、各市町が実情に応じて定めておりものでございます。特に、海田町の変更の基準がとりわけ厳しいというふうには思っておりません。というのは相対的に、よそはこうしてる、うちはこうしている、よそが少し緩いから、うちが厳しいということではなくて、うちの教育委員会の中で、子どもたちの実態や地域の物理的な距離、その他、考えて定めているものでございます。ですので、相対的に厳しいかということになれば、この町では、こういうのに比べると厳しいってことは個別あるかもしれませんが、海田町の実態に応じて定めた、この指定学校の変更に関する基

準について、特段に、ここまで厳しいという認識はございません。それから、もう1点申し上げますと、この変更基準の中で、教育的配慮が必要と認められる場合は、学校長の具申書を添付して随時受け付けるという項目もございます。また、その他教育委員会が適当と認める場合、このような基準も設けておりました、個別の事案については、広くそれを受け止め、適切な判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）今の答弁ですけれどもですね、じゃあ、今のクラブ以外ですね、過去3年間ですね、クラブ以外の理由でですね、申請というケースがありました。あったかなかったか、答弁してください。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）小学校にはありますが、中学校については過去3年間については、クラブ以外ではございませんでした。小学校については、先ほど答弁にありましたように、新築等のためにあったのが2件ずつ、それと、子ども会・自治会についての関係のものが3件ありました。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）中学校進学時についてですね、ね、先ほどの教育長の答弁ではですね、いろんなクラブ以外でも認め、検討すると言うけれども、実際にはですね、クラブ以外には申請なかったじゃないですか。なぜないんですか。これははっきりしてますよ。クラブ以外では認められんだろうと。小学校6年生の保護者が思ってるからですよ。口ではですね、申請があれば適切に判断しますと言ってるけども、そういう雰囲気にはないんですよ。海田町内では。だから申請ないんですよ。ここにあるように部活で認めるから、部活なら認められるだろうということですね、部活のケースに限って過去2件あったんですよ。これは、部活がなければ、実際にそれで許可するしかないから、その2件だけを許可してるんですよ。それがですね、海田町は別に厳しくやっていると。海田町の教育委員会ではそれが常識かもしれんけれど、世間一般ではそれは非常識なんですよ。自分たちは常識的に、普通にやっと思ってるけれども、世間的には非常に非常識きわまりない。例えばね、この話を、広島市の教育関係者なんかにしたらすね、ええ、そんなに厳しくやってるんですかと。広島市の保護者なんかにはですね、言うたら、まだそんなことやってるの。世間一般では非常識なんですよ、あなたたちがやってることは。時代遅れですよ。

○議長（久留島）静粛にしてください。

○5番（下岡）まあ、それ以上やっても、自分たちは、それが常識だと思ってるんだらうから。非常識でも、世間一般に非常識でも。次、そういう見解ですから、ね、改める気もないし、このままやっていくと。小中一貫教育を錦の御旗にして。まあ、先ほど言いましたようにですね、ほかの市町と比べて不平等ではないか。自分たちが不平等だという意識が全くない訳ですから、議論にならないです。町内のね、二つの中学校、具体的にある訳ですけども、不平等でも不公平でもないという答弁ですけども、実際に学力、去年、4月に行った全国学力テストの結果、ここにありますがですけどもですね、海田中学と海田西中との差、国語A問題、片っ方は77.1、西中は82.6、その差5点以上。ごめんなさい。そうですね、B問題、70.4と76.5、その差6点。数学、A問題、63.7と77.0で、その差13点以上。B問題、47.3と62.6、その差15点。大きな差がありますよ。一方ですね、小学校、4校の差が、結果がここにあるんですけども、点数一々読んでもしょうがないから、国語A問題はですね、東小が一番トップですよ。B問題が一番高いのは、やっぱり東小が一番高い。算数、A問題、一番高いのは、やっぱり東小、それからB問題では、海田小、というようなことですね。小学校ではですね、東小が大体高い傾向。東小というのは海田中学のエリアですよ。ほとんど全員が海田中学に行っている。ところが、海田中学になったら、これだけの差が出てきておる。これは何なんですか、一体。何でこんなに、海田中学校へ来てですね、2年間で差が出てくるんですか。その理由をちょっと説明してください。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）学力調査の結果に関しましては、各学校、児童生徒の実態もございますし、毎年毎年受験対象の児童生徒も異なりますので、これによって海田東小学校から出た子どもたちは海中で行って、これだけ差が出てるということには当てはまらないと認識しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）あなたたちはそう認識してないかもしれんけれどもですね、大きな差が出てるじゃないですか。中学校2年間の教育において。明らかにですね、これは、海田中学校と西中学校ではですね、教育の質が違うんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）それぞれの中学校若しくは小学校の方で、工夫をした教

育活動を行っております。教育の質が違うのではないかというご質問でしたが、質というのではなく、実態にもよるものだと思いますし、それによって海田中学校が、質が海田西中学校に比べてという、比較には当てはまらないと、認識しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）実態を反映してると言いますが、実態を反映しとるということは、元々子どもの能力にそれだけ差があったと言ってる訳ですか。違うでしょう。小学校段階ではこういう結果になってるんですよ。中学校では明らかにですね、西中の方が、学力が圧倒的に高いじゃないですか、海田中学校よりも、あんたたちが言ってるようにですね、地域差なんか小学校段階ではないですよ。中学校で差があるほどですね、小学校では差がなかったんですよ。まあ、同じ、あれじゃないから、3年前、今の中学校3年生は、3年前は小学校6年生だった、そのときの点数を見て言ってる訳じゃないから、厳密には違うかもしれんけども、一般的にこれだけ差があればですね、そういうことなんですよ。それぞれの学校の結果が反映されたと言いますが、具体的に言わせて頂きますとですね、海田西中学校ではですね、今回も1月25日、パイロット校事業、学びの変革、海田西中学校区では、主体的に学ぶ児童生徒の育成、課題発見、解決学習の授業づくりを通じて、こういう教育やってるじゃないですか、パイロット事業。これ、海田中学でもやってます、同じことを。どうなんですか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、海田中学におきましても、同様な事業を行っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）ここにね、この事業は、学びのパイロット校事業と、実践指定校とあるんですよ。海田中学校もそうなるんですか、じゃあ。パイロット事業実践指定校になってます。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）実践指定校で言いますのは、海田町の場合は、中学校は1校だけでございます。ただ、小学校において海田東小学校がパイロット校、海田南小が実践指定校となっておりますので、海田中学校区でもパイロット事業での研究は3校合同で行っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）今言われたようにですね、海田町ではパイロット校指定は1校だけ、西中学だけです。海田中学校はなってないんですよ。明らかに違うじゃないですか。パイロット校事業という意味では、西中がなってるけども、海中はなってない。同じようなことやってると、あなたたちは言いますけれど、果たしてそれがどうか、証明されてる訳ではないしですね、一般的に言うとはですね、やはり少人数であればですね、教育しやすいということがある訳ですよ。大人数であればやりにくいと、生徒指導面でもですね、やはり、目が行き届かない面があるということです。あなたたちは、そりゃあ、ね、教育で区別してる意識はないかもしれないけれども、結果が出てる訳ですから。これはもう、明らかにこれだけの差が出るということではですね、教育の内容とかですね、いうことに差があるということ。まあ、これ以上言ってもあれだから、言いませんけれども、生徒指導面、今言われたようにですね、平成28年度、海田中学校はですね、生徒指導集中対策指定校、27年度までなってなかったけれども、28年度、そういう指定がされてですね、今言われたようにですね、スクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカー等が派遣されてですね、特別な生徒指導が行われているということですよ。更に言わせて頂きますとですね、海田中学校についてはですね、スクールサポーター、これ、総務文教委員会でも説明ありましたがけれども、スクールサポーター指定校、指定校じゃない、スクールサポーター派遣校、28年度、指定になってですね、スクールサポーター、警察官OBですよ。これが、2名1組になってですね、海田中学校に派遣されてきてる。週4日、ほぼ毎日ですよ。何やってるのか。もう明白じゃないですか。警察OBですよ。暴力対策ですよ、違うんです。警察OBが来て、ほぼ毎日のように、週4日来てですね、学校でやることといたら、暴力対策、暴力警戒、違います。ちょっと説明してください。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）スクールサポーターの導入により、学校とはまた違った別の視点からの生徒指導ができると考えております。外部機関との連携という点でも、有効な手段と認識しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）私が聞いているのはですね、このスクールサポーターの役割は何なのかということを知っているんですよ。外部機関との調整をやっている、とか言うこと、聞いてないんですよ。暴力、力による、抑止というかですね、力による警戒じゃないんです。違う

んです。もう一度答弁してください。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）力による抑止、力による警戒というふうな認識はしておりません。そういった外部の方、学校とは違う側からの、視点からの対応について、学校の生徒指導の参考としているものでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）外部からの違う視点、警察OBですよ、警察OB、警察OBが来るということは、警察の視点から見てるということでよろしいですね。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）昨年度、警察署との連携協定を結んでおりますので、それに準じた形での運用でございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）警察との協定結んだ、何のために結んだんです。警察との協定の目的。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）先ほども申し上げましたとおり、学校側からの視点以外、警察からの視点等を参考にいたしまして、例えば暴力行為等起きたとき、問題行動が起きたときに対する、具体的な対応、対処、そういったことを、スクールサポーターとの連携により、学校も生徒指導の参考にしているものがございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）何とかかんとか言いますけれどもですね、更に、言わして頂くとですね、県教委からですね、学校経営相談員、生徒指導プロジェクト担当、教育事務所指導主事、これがですね、直接、海田町教育委員会すっ飛ばしてですよ、直接、海田中学校にしばしば訪問に訪れて指導に当たっていると。去年12月末時点ですでに、この方たちが26回訪問していると。で、海田中学校を直接指導していると。こういう情報がありますけれども、これ事実ですか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）県から学校に訪問される際には、連絡も入っておりますし、海田町教委の事務局も立ち会うこともございます。先ほど、例えば、県の育成課の主任指導主事が訪問される場合には、我々も立ち会っております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）これ事実と認めるんですね。何のために入ってるんです。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）平成28年度に生徒指導集中対策指定校を県から受けております。その指定校の中身として、県の担当指導主事であったり、事務所の指導主事であったりの定期的な訪問を通じて、周知対策を行うという、指定校の実施要綱の中にございます。ですので、実施要綱に基づいて県の指導主事等が直接に指導に入ることをございますけれども、その際には、必ず、私どもは一緒にしておりますし、朝あいさつ運動するときに、私も立って、県の指導主事と一緒にあいさつ運動しながら対応してるところをございます。県の指導主事が町教委を飛び越えてってことは、全くございません。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）そういう状況でですね、県教委からも、相当、人が派遣されたりして指導されてる、その状況の中でですね、ここまでやりながら、去年の6月には、先生に対する暴力事件で生徒が逮捕される、10月には、生徒間暴力でですね、生徒が逮捕される、こういう事案が起きてる訳ですよ。もう最悪の状況になってるんですよ。この状況を、保護者がものすごく憂慮されてる、こういう状況があるにもかかわらずですね、この、中学校区域、海田中学校区域の生徒はですね、ほかに選択肢はないんですよ。厳しくですね、通学区域が制限されてるから。ほかの市町であればですね、そんな学校へ行きたくないよ、別の学校行きたいということ認められてるんですよ。海田町では、厳しく、そんなもん理由なりませんよ、当然。これ、不公平じゃないですか。機会均等の原則に反してますよ。こんな教育受けたくないよ。海田中学行きたくないよ。認められないんだから。最終的に、ほんじゃ保護者の判断どうするかといたら、じゃあもう、しょうがないやと、私立へ行かせるかと。広島市の私立へ行かせる。実際に、過去、数年前のこういった事案が起きたときにはですね、私の近所でも、海田中学へは行かされませんよ。私立へ行かされた方が、実際におられる。このまま放つとつたら、そうなりますよ。もっと真摯にですね、保護者、PTAの声聞くべきじゃないです。このことについてもですね、先日の今のPTAとの懇談会の中でも、西中学のPTAからはですね、長期的視点に立って、通学区域の問題については、取り組んでほしいという要望が出てます。そういう声をね、真摯に受けとめるべきじゃないです。それであるならばですね、どういふふうな学校選択のあり方があるべきか、保護者にも、ちゃんとアンケート取ってですね、検討すべきですよ。自分たちは正しいことやってると、通学区域、これでいいん

だと。全然保護者の声聞いてない。大体ね、学校教育、義務教育というのは、憲法上どうなってるか知ってます。義務教育というのはですね、憲法 26 条ではですね、国民は全て教育を受ける権利がある。子どもたちは教育を受ける権利があるんですよ。義務教育者は誰か。あなたたちじゃないですよ、保護者ですよ。26 条の規定ではですね、義務教育をしなければならないものは、保護者なんです。その子女をですね、教育を受けさせなければならない。行政について言っとるのは、無償で、ただで教育を提供せいと、憲法は書いてあるだけです。その憲法の精神に照らしたらですね、あなたたちは、とても合致してるとは思えない。時間がないから、次、不登校問題ですけれどもですね、いろいろありますけれども、時間ももうあとあまりないんで、あれなんですけれどもですね、町長の施政方針の中でも、適応指導教室、今回、加藤会館から真田会館、こういうことがあったんですけれども、この適応指導教室、現在、何名行かれています。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、現在小学生が 3 名、中学生が 5 名を対応しております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5 番（下岡）今、スクールソーシャルワーカーだとか、いろんな県からも派遣されてきてですね、やってる訳なんですけれども、この状況というのはですね、今、先ほども海田町では、27 年度、5.2 パーセントの不登校の比率だという説明がありますけれども、39 人ですね、これってね、異常値ですよ、はっきり言って。県の中で、私も、ホームページで見ましたけれども、5 パーセント超えてるのは海田町だけです。町長の得意なオンリーワンじゃなくて、ワーストワンですよ、不登校生徒比率が。で、いろいろ対策やってるけれども、その対策をやった結果、今年ですね、現時点で、年間欠席日数 30 日以上の、不登校に該当する生徒数、28 年度、現時点で何名ですか。

○議長（久留島）教育指導監。

○学校教育課教育指導監（小林）はい、12 月末時点の数字になりますが、小学生がいわゆる不登校で欠席しておりますのは 11 名、中学生は 35 名となっております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5 番（下岡）はい、中学生に限って言いますとですね、去年の 12 月末現在 35 名、去年度、27 年度がですね、ごめんなさい、27 年度が 39 名だった訳ですよ。去年の年末時点で 35 名、ほぼこのままいったら去年と同じですよ。いろいろ対策やってるけれど。い

ろんなことやってるけれども、県からも派遣して、変わらんじゃないですか。効果ないじゃないですか。それは、私も、書いている以上ですね、不登校、一旦なったら、中々これ回復するのは難しいしですね、手の打ちようが、非常に限られてるし、効果を発揮するのは難しいというのは承知してますけれどもですね、そういうことをやっても、中々難しい訳ですよ。これやるには、やっぱりね、早い段階から、そういう傾向のある子どもはですね、早く見つけてきて対処していくということでやらないとですね、一旦なった子どもたちをですね、救うのは、非常に難しい。で、教育委員会も努力されてるんでですね、こういう問題は、やっぱ全庁的に取り組む必要があると思うんですよ、町長。そういう認識があるからですね、海田版ネウボラ、母子支援と子育て連携によるですね、ワンストップ、切れ目ない支援ということを施政方針で言われた訳ですけども、私はですね、この不登校問題、あるいは暴力問題、暴力問題とですね、やっぱりこの不登校というのはですね、やっぱり根っこは一緒だと思うんですよ、居場所のない、ね。中々、心を開かない、ということでは、同じことからきてる。一方ではですね、確かに、悪さをしたりですね、反社会的行為をする、暴力。一方ではですね、社会との関係を閉ざしてですね、自分に籠る不登校、元は一緒だと思うんです。そうなってくるとですね、今の、海田版ネウボラ、子育てということですからですね、ずっとですね、やっぱり、長い、多分ね、その今のイメージでは子育てということだから、学校就学以前の、念頭に置いてるんじゃないかと思うんですよ。ね、違います、町長、今の海田版ネウボラ、どの期間までを想定してですね、海田版ネウボラはやられてるんですか。就学前までです。

○議長（久留島） こども課長。

○こども課長（森川） 海田版ネウボラにつきましては、就学前までとはなっておりますが、児童福祉法では 18 歳までということになっております。連携して子育て期から、各ご家庭の様々な課題には相談に乗って対応していく予定となっております。

○議長（久留島） 下岡委員。

○5 番（下岡） ということでですね、一応なってるけれども現状、どうなのか、ちょっと分からん面があるんですけども、この不登校を考える時にはですね、やっぱりもっと長い、今言われたように、18 歳とかですね、長いスパンでですね、考えていかないといけないんじゃないかと。先日、NHKテレビでですね、ある広島市の高齢女性の方がですね、食事を提供するというので、300 人近くの方が関わってこられる女性をドキュ

メンタリーでやってみましたけれども、その女性の方が、最後にですね、あなた何でもここまでやられるんですかという問いに対してですね、助けてと言われたことのない人には分からないことです、と、言われてるんですよ。この、不登校だとか学校の、今の、暴力、あれ、というかですね、そういう、問題の、本質的な問題だと思うんですよ。そういうことに悩んでいる子どもがですね、助けてと言える場を提供できるかどうか。そういう意味ではですね、連携だとかいうけれどもですね、学校に入ったら、この不登校の対応するのは、多分、先生が中心で、担当教師だということになるんだと思うんですけど、担当ということになると、1年か2年で替わる訳です。ころころ替わる先生に対してですね、果たして、不登校の子どもが心を開くのか。難しいんじゃないです。そういう意味ではですね、こういう傾向のある子にはですね、ずっと同じ1人の方がですね、関わっていくと。そういうおそれがある場合にはですね、どこからでもいいですよ。そういう子育て支援センターか、母子の方からかもしれないけれども、そのおそれがある場合にはですね、誰かに連絡、ほしたら、その方がですね、ずっと一貫して最後までですね、不登校問題に、その子についてはですね、関わる、おそらくこういった子どもというのはですね、不信感を持ってるから、心を、開く相手というものがですね、誰でもいい、ころころ、ころころ、替わる方に対してですね、心を開かないんじゃないか。そういう意味ではですね、専任というか、ずっとその子についてはですね、ずっと1人の方が関わり続けるということで、やっぱり子どもというのはですね、信頼感を持っていくんじゃないかと。そういう前提でですね、海田版ネウボラというものをですね、もう一度再設計していただきたいと思うんですけども、その辺について、ちょっと、町長、解決策。どうお考えなのか、この、不登校問題を解決するに当たってはですね、全庁的に取り組む必要があるということですのでですね、町長の思い、お願いしたい。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）先ほどから、現状分析をされながら、いろんな実態をですね、議員の角度から分析されたことで質問が出てきておると思います。その分析においてはですね、私もですね、しっかりと認識をしていきたいというふうに思いますし、まず最初にですね、一番言わして頂きたいのはですね、不登校問題に関しては、私自身も大変憂慮しております。これは、私、自覚をしておりますので、そういった形のもので、対応という形を、教育委員会の方にも投げ掛けておりますし、全庁的な問題として、これも捉えていかないといけないというふうに、私は認識しております。で、早期対応という

形のものでございますが、現実にはですね、適応指導教室、こういったものも、実際行ってきております。先ほどの質問の答弁にもございましたが、それからもう一つはですね、相談員、これはですね、要するにマン・ツー・マン方式の例というふうに考えておりますし、個別の事案に対してですね、対応できるような方策を、もう少し地道に行っていくというのが非常に大切だというふうに、今の質問等でね、お伺いしましたので、その反映をですね、できるだけしていきたいというふうに考えております。最後の解決策でございますが、今後はですね、不登校問題、総合教育会議、教育委員会、私を筆頭にですね、教育委員会を交えた会議がございますので、その会議の中でですね、きちっと捉えながらですね、今後の対応をですね、地道に行っていきたいと。大変憂慮しておるということは、今日述べさせていただきます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）ありがとうございました。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（久留島）1番、富永議員。

○1番（富永）1番、富永です。大きく二つのことについて質問させていただきます。観光資源の情報発信の強化と今後の運営について。海田町には旧千葉家住宅をはじめ、西国街道、三宅家などすばらしい歴史的文化的文化遺産があり、町ではブランディング事業として、地方交付税を使い、いろいろと整備されています。そこで質問いたします。まちづくり、観光などの情報発信の強化を図るために、専門の担当を置いてはいかがでしょうか。今年度完成予定の旧千葉家住宅の主屋の今後の運営、その他、西国街道やふるさと館の運営など、今後のビジョン展開はどのようにお考えでしょうか。大きく2点目、新庁舎に文化ホールを。海田町は、吹奏楽がとても盛んで、全国レベルの学校があり、一般の吹奏楽団もたくさんあり、陸上自衛隊の音楽隊もある、一つの町にこれだけの団体があるのは、全国的に見ても大変珍しいことです。しかしながら、これだけの団体があるにもかかわらず、その吹奏楽の魅力を十分に発揮できるだけのホールが町内には存在しておらず、これで果たして音楽のまち海田と言えるのでしょうか。最高の状態で鑑賞、演奏できる環境を整えるため、今後建設予定の新庁舎に収容人数1,000人規模の音楽文化ホールを造ることを検討されてはいかがでしょうか。以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）それでは、富永議員の質問の、大きく1点目の2点目については、教育委

員会から、それ以外については私から答弁いたします。まず、まちづくりや観光などの情報発信についてでございますが、広報紙のほか、町の魅力を紹介するリーフレットや動画等を作成するとともに、地域の皆様に作成して頂いた動画も活用して行っております。現時点において、情報発信は、企画課が担当しており、広報を担当する職員を配置しております。これまでも、町のホームページの充実などに取り組んでおりますが、引き続き、まちづくりや観光などの情報発信の強化に取り組んでまいります。続きまして、新庁舎整備で音楽文化ホールを併設することについての質問でございますが、新公民館建設において、収容人員 500 人規模で多用途に利用可能なホールを整備することから、庁舎整備と併せて音楽文化ホールを整備することは考えておりません。それでは、大きく 1 点目の 2 点目については、教育委員会から答弁をいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）富永議員の質問に答弁いたします。旧千葉家住宅の主屋や西国街道、ふるさと館の今後の運営ビジョンについての質問でございますが、旧千葉家住宅のほか、新海田公民館や織田幹雄記念館、三宅家住宅、西国街道も含めたこの一帯を、魅力エリアとして位置付け、各種事業を効果的に展開したいと考えております。特に、現在進めております旧千葉家住宅主屋の改修工事が完成した後は、旧千葉家ゆかりの品々を集めた企画展示や、町の歴史文化を紹介する講座などを実施予定でございます。ふるさと館につきましては、旧千葉家住宅や織田幹雄記念館との役割分担を明確にしつつ、主に中世以前の海田の歴史を紹介する場として運営したいと考えております。

○議長（久留島）富永議員。

○1 番（富永）まず、今後のビジョンのことについて、再質問させていただきます。今後の企画展示や町の歴史文化を紹介する講座などとありますが、これ、ターゲットは、町内の方をターゲットにされるのでしょうか。それとも町外の方、若しくは県外、外部の方をターゲットにされて展開されていくのでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）はい、町内外の方にですね、来ていただけるような、そういう魅力のある講座とか、企画展示の方を、開催したいと考えております。

○議長（久留島）富永議員。

○1 番（富永）それでは、町内以外の、町外若しくは県外っていう事案もお考えになっているのでしょうか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）はい、そうですね、広く来ていただけるような形で考えております。

○議長（久留島）富永議員。

○1番（富永）せっかくすてきな魅力エリアですので、どんどんこれからも発信していただきたいと思うんですけれども、次に、情報発信の強化なんですけれども、今おっしゃられた、町内外に発信していくということで、町外に対して、県外に対して、どのように発信をしていっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（森原）町内外に対しましては、ホームページ、フェイスブック、それと町内であれば、広報等で情報発信の方をしております。

○議長（久留島）富永議員。

○1番（富永）広報ですと、やはり町内の方っていうことになるんですけれども、町外に対して、もっと魅力をアピールして、来て頂かないと、税金を一生懸命使って整備をしていく意味はあまりないと思われるんですけれども、ホームページと言いましても、海田町のホームページを県外から見られるといっても、中々目的がないと見られないと思うんですけれども、そうすると、パンフレット、リーフレットなどを、例えば、駅の観光のところに置くとか、そういった活動は、今、されているのでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）海田町においても、リーフレットの方は作成をしておりますが、実質的に町外で見れるところについては、広島の夢ぷらざであるとか、そういったところに限られているかと思えます。

○議長（久留島）富永議員。

○1番（富永）この間、商工会に行ったときに、こういったもの頂いて、中を見ると、とても分かりやすく、すごくすてきなんですね。でも、これを、もっと観光客のいるところ、若しくは情報が欲しいと思っている方のところに発信していかないと、海田町に行ってみようというふうにはならないと思うんですね。その点、夢ぷらざだけだと、やっぱり、町外の方が、そんなにたくさん来るとは思われないんですね。せっかくすてきなものができ上がってきているんですから、もっとほかの展開というのは考えられないのでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町長答弁にもありましたように、情報発信については、今後拡充をしていきたいというふうに考えておりますので、そういった、せっかくある、そういうリーフレット等を更に活用できるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（久留島）富永議員。

○1番（富永）では、情報発信の拡充のためには、今のままの体制で十分だと思われませんか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今、ご指摘の点も踏まえ、現体制でも、まだまだできることはあると考えておりますので、当面、こちらの現体制でやっていきたいと考えております。

○議長（久留島）富永議員。

○1番（富永）先日、私、商工会の方の企画で、プレスリリースっていう講習を受けに行ったんですけども、何かその方も企画の方かな、執行部の方に声を掛けて、来てくださいとおっしゃられて、来れなかったそうなので、私は、一人で受けたんですけども、何かその内容が本当にすばらしくて、切り口を変えていくと同じような情報を提供しても、見方によって、本当にこう、観光客の方の食いつき方っていうのは全然変わってくるんですね。そういう講習を受けるとか、そういった強化をどんどんしていくっていう体制もいると思うので、まず、あるものをもっと良くしていくっていうことも大事ですけども、同時進行で、そういった担当の方をきちんとつけて、そういったセミナーを受けるとか、観光、情報発信の強化をしていくための担当の部署っていうのは、これから必要になってくるのではないかと思うんですけども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）ご指摘のとおり、まだまだ、海田町の情報発信には物足りない部分がたくさんあると思います。知識も十分にあるとは言いきれませんが、企画の中に、広報を担当する専門の職員もおりますので、職員の研修も含めて、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長（久留島）富永議員。

○1番（富永）是非、すてきなものがたくさんある海田町なので、それをもっと発信していけるように取り組んで頂きたいと思います。次に、音楽ホールについて。答弁で、新公民館建設の中で、収容500人で多用途に利用可能なホールとかありますけれども、私、

吹奏楽っていうのをすごく、こう、海田町は本当にこう、大事なポジションになってると思うんですけども、この吹奏楽ができるホールって、この新公民館のステージは、全く乗れないので、ここには当てはまらないんですけども、吹奏楽の一番海田町の大きなイベントというと、ふれあいコンサートになると思うんですけども、このふれあいコンサートは千人近くの方が毎年集まって、本当に盛り上がるもので、これに対しても、今までずっとあの海田中学校の体育館でされてきて、もっと環境の良い状態で聴ける、彼らが演奏できる、魅力を発信できるっていう環境を整えてあげたいというお考えは、全くないのでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）確かに吹奏楽となりますと、学校の体育館のステージ等では不十分だとは思いますが、それでも、ステージとその下のフロアを使いながら、現在も活用されているかと思えます。先日からホールについてはいろいろ議論を頂いておりますけれども、整備費用も相当掛かるものでございますので、可能な範囲で、現行、現在の状況の中で対応して頂けたらというふうに考えております。

○議長（久留島）富永議員。

○1番（富永）確かに予算のこととかは、考えていくとすごく難しいのかもしれないんですけども、時期っていうのがあると思うので、新庁舎が建つときに、その中の、箱の中に一緒にホールを付けていくっていうことが、今後、例えばまた新しく文化ホールを造るとなると、もう、完全に、もっと予算がたくさん掛かって難しいと思うんですね。そうすると、大変な時期ではあるけれども、今造る、今考えていかないと、これがすごく大きなチャンスだと思われるんですけども、そういうお考えは全くないですか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度、質問を頂きまして、音楽ホールについて、整備費用、近隣の市に問い合わせをしてみました。三原市にあるポポロという施設が演奏者の方にとっても評判がいいというふうに伺いましたので、こちらの方に聞きました。こちらの方、席数が1,200席のホールでございますけれども、こちらの方、整備費用が約50億掛かっております。庁舎整備で建築費用が21億程度ということで、素案の方で示させて頂きましたが、規模が縮小しても、大きくても50億掛かるものでございますので、その辺のものは、十分慎重に判断していく必要があるものと考えております。

○議長（久留島）富永議員。

○1番（富永）はい、確かにポポロはすごくすばらしいホールで、見た目も近代建築の若手の新進気鋭の建築家の方がデザインされて、コンペでデザインを募集して、その方が通って、建てられたものですが、確かに50億、高いんですけども、それは、枠全部含めてで、ホールは1,200ですけども、それ以外にも練習室もありますし、いろんな、練習室以外にも、たくさん、控室とか、もう、とにかく、すばらしい施設なんですね。その中の、私、1,000人と書きましたけど、1,000人とは言いません、800人でもいいので、ふれあいコンサートができる環境が一番良いと思うんですけども、そうになったら、50億といっても、その中の、ホールの中の施設の、何て言うんでしょう、音響とかそういったことの整備に使うと、50億は絶対掛からないと思うので、今の庁舎に併せてプラスアルファで付けていくことは考えられるかなと思うんですけども、ポポロ以外にも、広島、この県内の中で見ていくと音楽ホールで、本当にすばらしい音楽ホールって言われているのは、今おっしゃられた三原芸術文化ホールポポロと、また福山市リーデンローズ、そしてこの近郊で言うと、呉市文化ホール、廿日市さくらびあ、あとはこの間できた、東広島のうらら、そして三次のきりり、これだけなんですね。広島市内はアステールとかありますけども、決して音楽環境がすごくいいとは言えないホールなんですね。そしたら、この市内からアクセスのいいこの海田町に、そういったすばらしい音楽を最高の状態で聴けるホールというのができれば、絶対、稼働率も上がると思うんですね。そしてその音楽、今吹奏楽に携わっている子どもたちがいて、その親たちがいて、そのOB、OGたちがいて、どんどんこう音楽に触れる人たちというのは増えている、海田町の中でも増えている、その方たちが、こんなすばらしいホールが海田町にあるって思える、誇りがあると、本当にまちに対する誇りっていうのが生まれると思うんですけども、その辺は、いかがお考えでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）確かに議員ご指摘のとおり海田町の魅力は、広島市から近郊、近いというのも一つメリットがあるかと思います。確かに音楽に携わっておられる方、音楽をやられている方もたくさんあるとは思いますが、何分、事業費が多うございますので、その辺も十分に考慮した上で判断してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）富永議員。

○1番（富永）確かに昨日の質問の中でも文化ホール、ホールは海田町にはあるっておっしゃられていたんですけども、どのホールをとっても、やはりステージの上がすかす

かで、音楽をするには、絶対良くない環境なんですね。なので、あれで音楽のまちとは絶対言えないんですね。だから、それでホールがあるから、もうそれでそうしなさいというふうには思ってほしくないですし、やはり、そういう、新公民館の中にも、しっかりとそういう音響のことも考えて頂きながら、今吹奏楽に携わっている子どもたちが、一番、輝ける場所、そのOB、OGたち、その家族たち、友人たちが、みんなが本当に心から楽しめる、輝ける場所っていうのを、町の行政で考えて頂きたいと思います。終わります。

○議長（久留島） 暫時休憩いたします。再開は10時35分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。3番、大江議員。

○3番（大江） 3番、大江です。1点について質問させていただきます。中学校給食導入についての答弁後の調査状況など。平成28年3月議会、9月議会と、今までに2度ほど、中学校給食の実施への導入について質問をさせていただきました。答弁はいずれもPTAの要望や学校長からの聞き取りなどを通して総合的に判断していく。PTAや学校長の意見を聞きながら、中学校に完全給食を導入するメリットや実施上の課題について整理していくとのことでした。財源問題と教育効果の検討等についての、教育委員会のスタンスは変わっていないとのことですが、3月議会、9月議会に答弁された中学校給食実施への課題点の中から、1、PTA要望、学校長の意見の集約、2点目、財政面、3点目、教育的効果、4点目、他市町への調査、以上4点についての調査状況を問います。5点目、昨年12月から熊野町がデリバリー給食を始めてから、安芸郡の中で、中学校給食を実施していないのは海田町のみになってしまいましたが、町長は、中学校給食の実施導入をどのように考えておられますか。以上、1点よろしくお願いたします。

○議長（久留島） 町長。

○町長（西田） 大江議員の質問の5点目については私から、1点目から4点目については教育委員会から答弁いたします。中学校給食の導入についてでございますが、導入によ

るメリットや課題について十分に調査し、導入維持に掛かるコストを含め、慎重に検討する必要があると考えております。それでは、質問の1点目から4点目については、教育委員会から答弁いたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）大江議員の質問に答弁いたします。質問の1点目につきましては、10月11日付けで、海田町PTA連合会会長から平成28年度PTAの要望書を受領しており、その中で、海田小学校及び海田西中学校のPTAから、中学校の給食導入に関する要望がございました。また、中学校長からは、学校給食の導入を望む保護者と弁当を作り続けたいという保護者が、両方いるとの話を聞いているところでございます。2点目の財政面につきましては、二つの中学校に自校給食の施設を新築する場合、他県の同規模施設を参考として、建築費のみで、海田中学校の規模で約3億円、海田西中学校の規模で約1億5,000万円が見込まれます。また、経常経費として2校合わせて年間約5,000万円が必要となるものと考えております。デリバリー給食の導入に当たっては、平成16年度に海田町にデリバリー給食を導入した際の経費は、導入経費として約300万円、経常経費として年間約1,000万円が必要でございました。3点目の教育的効果につきましては、例えば、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材としての活用、児童生徒に望ましい生活習慣と食に関する実践力を身に付けさせる機会となること、などが挙げられます。4点目の他市町の調査につきましては、現在のところ実施しておりません。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）以前、28年の3月議会での答弁の中には、PTAの要望や学校長からの聞き取り等を通してっていうのが、3月にも、9月の議会にも、そういうふうな答えが返ってきておりますが、この点について、ただ聞き取りっていうのは、両方がいるという、保護者の両方の面がいるということだけでしょうか。ほかにはなかったのでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）校長からの聞き取りによりますと、両方面から意見があり、また、生徒については、弁当を望む声が多いということ聞いております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）それら全ては、全員に、アンケート、してませんよね。校長と親しい人とか、その周りの人の意見で、多分これの方が多いですよっていう意見だと思うんですよ。はっきりとした数字としては、全くもって、これらの弁当が多い、給食希望が多いとい

うことなんかが、全然、ここ表に出てないんです。全てが多いと聞いております。だから、統計的には全く数字の上で表れてないんですが、それはどうなんですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）PTAの要望やPTA、保護者からの要望につきましては、PTA連合会の要望や、毎年度行っております学校意識調査の自由記述欄の記載等々から把握している、ということで、認識しております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）学校意識調査っていうのが問題ではないですか。以前にも言いましたが、学校意識調査は、給食に対するアンケートではなくって、学校、授業に対するアンケート、最後の方は自由欄っていう形になってます。それでは、保護者の方は、授業についてのアンケートだと思って、それに関連しての、授業態度はどうであるとか、良く分ってるとか、そういうアンケートの答えが多いと思うんです。だから、以前にも言いましたが、そのアンケートは、本当のアンケートになっていないのではないかと。だから、実際にアンケートをしたらどうですかっていうことで、9月議会で言ったと思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）確かに学校給食についてというところでの、意識調査ではございませんが、自由記述欄に記載できることもあり、こちらの方での把握を努めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）ですから、そのアンケートは、そのところに一つ、給食ほか、とか一言あつてると、保護者もそういう意見を書いてもいいと思いますが、今言われたように、その中のどさくさに紛れてだったら、本当のアンケートにはならないと思うんです。それと、一つは、ここに、給食のPTAからの、中学校給食導入に関する要望って書いてますが、海田小学校、西中学校、PTAって言いますが、この話し合いのときの要望書っていうのが、すぐ取ったアンケートでなく、その前年度の、間に合わなくて、議員との懇親に間に合わないから、前年度のを使ったという学校も聞いております。ですから、身近なアンケートでの要望書ではなかったと思うんです。学校からの。ですから、そのところももう少し深く掘り下げて、やはり、本当の保護者の声というのを聞くべきではないかと思うんですが、どの程度聞かれていますか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）毎年、PTA要望というのはございます。その中で、海田小学校からは、共稼ぎの家庭が増えており、子どもの栄養バランスが十分に配慮した弁当を持たせ難い状況がある、や、海田西中学校からは、パン販売や弁当販売はあるものの、給食が実施されてない、弁当を持たせているが、栄養面、費用面を考えたとき給食があると助かる、などの意見があるということで把握しております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今言われたように、今、女性が、社会進出を、安倍首相が進めています。その中で、やはり共稼ぎ、それから、今言われる、200万円世帯、この多い中で、子どもたちがやっぱり貧困に陥ってるところがあります。先ほど出ましたが、基町の方で、子ども食堂、食事をまともに摂れてない子どもたちが、かなりいるんです。この学校給食っていうのは、県のホームページにありますように、食育は、生きる上での基本となり、知育、徳育、体育の基礎となるべきものです。食を選択する力を習得し、健全な食生活を実施することができる人間を育てる食育を推進する。これは、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となります、と書いてます。これは、正直言って、前回の教育長が県にいたときに、自分がやったものだとおっしゃってました。これは一番大事な、人格の形成、この食事っていうものは、とっても大事なことで、腹が減っては戦ができぬじゃないですが、中学校に、今、いろんな問題が起こってますが、朝食を食べてない、食事もまともに食べてない。聞きましたら、弁当と言ってても、中には、セブンイレブンでおにぎり持ってくる子がいるよと。クラスの子ども、そういう子どもが何人もいるよっていう声を、中学生から聞いてます。ですから、具体的に見たら、皆さん何か食べてるように思いますが、このおにぎりだけ食べている、炭水化物、ここに新聞にも載ってましたけども、貧困家庭の栄養の摂取、貧困家庭ほど、おにぎり、ご飯、炭水化物、うどん、それら炭水化物が多いんです、おかずがないんです、野菜がないんです。そういう食生活を家庭でも送ってるんです。となると、正しい食育、正しい食事をするとしたら、中学校給食にそれが求められてるんじゃないかと思うんです。せめて、1日1度でも、学校の中で、温かい給食、みんなと食べて、そして正しい食事、いろんなバリエーションの献立、それらで、健康な心身、子どもたちを育てていく必要があるんじゃないですか。先ほどから、メリット、それから建設費の問題も出てきました。中学校の規模で3億円、

西中の規模で1億5,000万。これら、もし分割してもそこまでならないんじゃないですか。例えば町債使って10年払いで、少しずつ払っていくとか言えば、建設は、これは可能じゃないんですか。この給食ですることによって、これだけのお金を使っても、中学校で不登校、それから子どもたちの非行、そういうものをなくそうと思えば、安いものです。今、教育委員会が言ってるのは、この、お金が掛かる、確かに財政いろいろありますが、将来的に、町長の言う、入りを増やして出るを制す。でも、将来的に考えたら、この子たちが町で育って、確かな心身教育をされたら、海田町で勤めて、働いて、結婚して、そしてそれは税金になります。中学校で給食をすることによって、ほかの住民も来ます。中学校に給食ないから引っ越しするっていう声も聞きます。子育ての町として、本当にネウボラじゃないですが、生まれる前から、ずっと18歳までを見守る気があるならば、中学校の給食は実施するべきじゃないかと思うんですが、もう一度考えをお聞きします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）給食導入に係る意義であるとか、学校給食の役割、それから保護者との要望については、ご指摘のように、そういう意義やそれから要望があることは重々承知をさせていただきます。ただ、一方で、学校給食導入ということを仮に考えた場合に、今おっしゃられた、自校方式や親子方式や、センター、デリバリー、様々な方式もありますし、それぞれ、期待できる効果やそれから導入のメリットもあれば、一方で、課題や隘路となる部分もあるところでございます。そうしたことから、必要性ということについては理解をできるものの、実現の可能性について、分析や整理をすることなしに、軽々判断が難しいものと考えてございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）ですから、この1年、ずっと言い続けてきたのが、今言われたように、給食を導入するメリットや実施上の課題について整理してまいりますと、3月も、9月もこのような答弁でした。1年、経ってるんですよ。どこも手をつけてないんですか。先ほど言われた、ここの建設費、それから、この年間の必要経費、これは、一応計算してるようですが、ほかのことについては全く動いてないじゃないですか。1年間、ただ同じ答えだけが返ってくるんですか。もう一度、答弁求めます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）一つ、16年度に導入をいたしましたデリバリー給食に係るメリットやデ

メリット、また廃止に至った経緯でありますとか、当初の経費や経常経費等については、当時の書類を見直すなどして概要を整理し直したところでございます。また、答弁で申し上げましたけど、他県の同等規模の市町や学校で施設等の建設した場合など、建築費等を公表している資料から整理をしているところでございますけども、例えば先行している他の市町への聞き取り等の実施は、まだしてないところでございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）なぜ実施しないんですか。もう一度聞きます。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）今年度デリバリー給食実施を開始しました尾道市、熊野町などの事例があります。この市町については、導入から間がないということもありまして、一定期間を空けての調査が必要と考え、今後調査を考えていきたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）では、町長に聞きます。町長の答弁も、導入によるメリットや課題について十分に調査し、導入維持に掛かるコストを含め慎重に検討する必要があると考えております、という答弁でしたが、町長の答弁、これ以上ありませんでしょうか。同じような、このような答弁でしょうか。お答えください。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）まず最初にですね、食の大切さ、これは私も認識しておりますし、その食を支えるのは、家庭であるというのがまず第1条件でございます。で、県もですね、そういった意味から含めて、広島県の教育委員会も、朝の朝食をですね、基本的に摂る。人間生活の中で一番大事なのは朝食から始まると、こういう形でですね、県の教育の方針も、朝ご飯を食べようというようなスローガンも出てきております。その過程の中で、やはり、学校としてですね、給食でフォローできるもの、これは、今は、体制づくりの話をしていただいております。基本的には家庭でどのような形で、朝食、昼食、夕食という三食のメニューを作っているかというものが大事だということです。先ほどから出てきておりますが、昼食を、弁当の問題でですね、反対、賛成というアンケートの結果も出てきておりますが、そういったものをですね、全て総合的に判断する中で、先ほど示さして頂きましたイニシャルコストの問題とランニングコストの問題、これらはですね、教育委員会全体の費用の面も含めながらですね、今後どのような形でですね、導入できるかということ、今、検討させて頂いているということでございまして、教育委員会

の今の答弁の中にですね、全て示されているというふうに思っておりますので、それらの精査を受けながら、やはり、うちでできる過程のものをですね、少しずつ精査しながら、この検討を進めていきたいというのが現状でございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今、町長述べられたのは確かなことなんです。でも、それはもう昔の話で、今は、200万収入の家庭が多く、共稼ぎ多いです。しかも、勤務状態は朝8時から5時までという勤務ではなく、いろんな勤務状態があります。中にはトラック、夕方にトラックに乗って、少しでも稼ぎの多いうて、女性がトラックに乗って運転してます。そういう今の社会情勢の中で、その家庭で、三食、家庭が主です、分かりますよ、でもそれが今、できないのが現状なんです。だから、正直言って、それができた人はそういうふうに思いますけども、それができない家庭が、今どんどん増えてるんです。そして、犠牲になっているのは子どもなんです。だから、もう少し底辺の子どもたちに目を向けて、普通見たら、普通の家庭のように見えますけど、中、ぐしゃぐしゃっていう家庭がかなりあるんです。ですから、そこを見て、ただ、家庭だから、家庭だから。だから、昔から海田は、お弁当は家で親が作る、母親が作るのが当たり前という古いものの考え方が、まだまだずっと行き渡ってます。でも、今社会の時代の流れ、女性の進出、働き方、母子家庭が多い、父子家庭多い、いろんな条件が、もう、絡まってるんですよ。ですからやはりそこは、しっかり調べた上で、この中学校給食の、やはり、考えていくべきではないかと思うんです、町長の、今言われた、費用の面からとか言われてますが、今確か、町長は教育委員会の大綱の中に一緒に入られてたと思うんですが、教育委員会が、例えばこういうふうにやりたいという、予算の執行は、多分町長だと思うんですよ。だから、そこは、町長が権限を持っていらっしゃる。では、お聞きしますが、教育委員会が、じゃあ、やってみようかって言った場合に、自校給食で、建設費、そういうものを要求したときに、町長は、それはどのように判断しますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）第1答弁で申し上げましたとおりですね、総合的な判断するという形でございますし、今の貧困対策、いろんな話をされましたが、現実にそういった方面のですね、対策支援、これはですね、福祉保健部の方でいろんな形でですね、支援はさして頂いております。そういったものの全ての中にですね、時間的な、拘束の問題を言われるんなら、その環境問題をですね、やはり議論していかないといけないというふうに思い

ますので、いろんな意味の支援はですね、さして頂いております。その中にですね、今のような、現状があるという認識は、私、執行部としてもですね、認識はしております。で、古い考え方と申されましたが、そこらもですね、内部でですね、いろんな意見を頂きながら、調整しながらですね、こういった形ですね、答弁をさせて頂いておりますので、しっかりと斟酌しておりますので、その中でですね、今の形のをですね、総合的に判断していきたいというふうに、繰り返し答弁させて頂きたいと思っております。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）教育長にお尋ねします。今、町長も言われました、教育長も先ほど認識しておるとことは言われました。でも、アンケート調査には問題があります。本当に耳を傾けようとするなら、給食のみについてのアンケートを、中学校、小学校で取る考えはありませんか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）保護者の意向の把握につきましては、申し上げましたとおり、海田町の学校教育意識調査の記述欄等で把握をしております。また、実現の可否等がはっきりしない中で、安易に、軽々にアンケートを取るということは、混乱を招くことにならうかと思っております。保護者の意向の把握は、そういう方式で行っております。従いまして、新たにこれに特化した、給食の実施に特化したアンケートを行う計画はございません。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）実現の可否に特化してないアンケートは取り難いということですが、それだったら、いつこの動きは、給食の中学校給食に関しての動きなんかは、いつ起こすつもりですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）保護者等の要望については、今ある方法で一定のものを把握してございます。今後につきましては、先ほど申し上げましたけども、先行している市町等からの聞き取りを行うなど、必要な情報の収集から取り組みたいと考えてございます。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）オンリーワンの子育てのまち海田ですが、他市町村がほとんどやっているのを、まだ、海田町ではやってません。これでオンリーワンと言えるんですか。町長。どうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）オンリーワンは、基本的に、その地域に合った、要するに、得意なところを伸ばしていこうというのが基本でございます。だから、それが、実施するかどうかというのは、個別具体的な問題でありまして、実施しないのもオンリーワンかも分かりません。その別策があるのもオンリーワンがあるかと思えます。オンリーワンというのは、基本的に、そこで出来上がるものですね、よそと比較するのではなくて、そこに合うものを考えていきたいという精神のもとで表現として、表現として使わせていただいている訳でございます。ご理解のほど、よろしくお願いします。

○議長（久留島）大江議員。

○3番（大江）今、町長も教育長の答弁も、聞きましたら、全くもって、中学校の給食を実施、調べようというお考えが聞き取れません。ここに、中学校の規模の3億円、西中学校の規模で1億5,000万、確かにデリバリーよりも給食の方が、子どもたちの食育にはとても大事です。この3億円と1億5,000万円。これは、捻出していったらできる金額ではないかと思うんです。でも、それすら、これをどのようにしたら、建てられるのかとか、そこまでも考えたお考えを、お聞きすることができません。でも、このままでいけば、本当に中学校、子どもたちがどんどんどんどん貧困に走ってきます。ですから、やはり、これは、町長の言う、収入減、給食することによって人口も増え、子どもの非行も減り、健全な青少年が育成できると私は考えております。ですから、将来の見通しを考えた場合に、この中学校給食っていうのは、子どもにとっても、保護者にとっても、皆さんにとって本当にハッピーではないかと思うんです。ですから、今一度、この、ただ実施ができるかどうかとかいうよりも、先行しているところを調査するという事から、それに期待を込めて、質問を終わらせていただきます。

○議長（久留島）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。1点だけよろしくお願いします。スポーツ選手育成のグラウンド整備について。総合公園に設置することについて、建設コンサルタント会社に業務委託し、業務が完了し、建設委員会にて説明がありました。説明の際、工事費について、造成工事約25億円、観覧席及び照明設備等で約27億円、総工費52億円とありましたが、このような陸上競技場建設が実施可能であるか。実際にできるかどうか、問うものでございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田） 崎本議員の質問に答弁いたします。スポーツ選手育成のグラウンドの整備についての質問でございますが、建設産業委員会でお示しした400メートルトラックの陸上競技場の整備は難しいと考えておりますので、今後、実現可能な、運動施設などの整備方針を検討してまいります。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 海田町のね、財政に沿ったね、考え方をせにゃだめですよ。コンサルタント会社に、まず、第1点、コンサルタント会社に、いくら払われましたか。

○議長（久留島） 都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩） はい、契約金額でございますが、171万7,200円でございます。

○議長（久留島） 崎本議員。

○13番（崎本） 171万円も掛けてですよ、こういうコンサルタント会社に、こんなもん作って、これが何になるんですか。ええ。私が言うのは、海田町に合うたようなのを造ってくれ言うたんですよ。ほいたら、実現可能ならやりましょと、答弁があったんですよ。海田町に似合うたような分を、設計委託すりゃ、いいじゃないですか。海田町庁舎で、二十数億円のことをね、5年も10年も揉めちよるのに、何が52億円もの、こういう、贅沢なグラウンドができるんですか。夢じゃないですか。ええ。ね。そういう考え方を、ね、皆さん思われるなら、経費の無駄遣いじゃないですか。ね。わし、170、じゃないわ、なんぼじゃったかいの、170万か、171万円、わしくれちゃったら、もっとええ発想しますよ。いや、ほんま。あんたら笑われるが、ほんまですよ。171万円も掛けて、こないな、これ、紙切れもならんですよ、これは。何の高くなりますか。ね。海田町の身に合うたような計画をしなさいや。予算委員会でもわしは言うんじやがね、ここの、町長の施政方針でも、ね、運動施設などの整備方針を検討してまいりますいうて、きちっと、毎年毎年書いてあるんよ。で、わし、毎年、選手の育成で、グラウンドが必要よ、言うて。きれいなグラウンドでのうてもえんよ。残土を、あそこに建設残土を積んで重機を置いちよるが、海田町の町民のためになるか。あすこをフラットにして、小さいながらもグラウンド造ったら青少年育成になるか、どちらがなるか考えてみなさい、どちらがなりますか。

○議長（久留島） 都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩） はい、皆様に使っていただける施設を造るということが、一番いい道だというふうに考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）それならそういう方針でね、明日からでも、取り組みなさいや。総合公園へ行くのにな、どういう気持ちであそこへ行く。私は、あそこを通るだけで胸が悪くなるんよ。残土を積んで、重機を置いて、残土捨て場じゃないんですよ。高い金を払って町が購入した土地なんじゃから、もっと有効利用せにや、だめじゃないですか。どうですか、建設部長。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今、ご指摘いただいたことを十分踏まえまして、あそこの中で、残土を踏まえて、どういった形のグラウンド整備ができるかというのは、しっかり考えていきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）しっかりとね、子どもたちが待ってますから、2年経ったら1年、3年経ったら卒業するんやからの。早急に、1年でも早く着工できるように、ちょっと計画を練ってください。できるかできんか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）一応、頑張っていくんですけど、ちょっと前提条件だけご説明、ちょっと前提条件だけちょっとお話をさせてください。やはりトンネルの発生残土を利用したグラウンド整備というのを造ってまいりますので、来年、すぐとかいうことにはちょっとなりません、整備方針の方はしっかり叩いてですね、その辺はしっかりと、整備の方に向けて頑張っていきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）わしゃ、トンネルの残土でやれ言うちよるんじゃないんですよ。今、残土を積んである重機をのけて、ね、重機をのけて、あそこをフラットにしたら、ちょっとでも、ダッシュの練習やなんじゃかんじゃが、できるでしょうが。トンネルの残土は、残土よ、ね。ほんじゃ、できるまで、何年、じゃ、あれは何年じゃったか、10年かなんぼか掛かるわ、トンネルができるまで。それまで放っとくんや。わし、それを言うちよるんじゃないんよ。そじゃけえ生臭い言うんよ。171億円も使うて、万円も使うてよ、五十何億円の、こういうつまらんもの。そうじゃなくして、トンネルの残土を、重機をどけてあそこフラットにしたら、ダッシュでも何でもできるでしょうが。中学生が上がって、道路をダッシュせんでも、土の上でダッシュできるでしょうが。そういう発想ぐ

らい、簡単なものでしょうが。171 万円くれたら、わしでもやってあげる言うじゃないか。そういう考えができるか、できんかよ。それを聞きよるんよ。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）場所が間違うとったらいけませんけど、今一番上のところに重機を置いておるところの、残土置き場のところだと思いますが、あそこを、全部、今、それをのけて、子どもたちが走るグラウンドを、何らかの形ですぐ整備をしろという意味だと、私は理解しましたが、今すぐ、あそこを、グラウンドで整備するというのは、中々厳しいところがありますが、それは、どういったところまでできるかというのは、検討はさせていただきます。はい。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）そういうことをするのに、何が厳しいんか、厳しい理由を言うてみい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）子どもたちが、やはり、あそこで、グラウンドで、競技向上とかです、ね、そういったことで、グラウンド整備で、使うということになれば、やはりそれなりのものを、やっぱり考えていかなくちゃいけません。今そのまま、あそこを、走れる、誰が来ても、さっと走れるんとは、やっぱり違いますから、やはり競技向上のためにということになれば、それは、それなりにやっぱり考えていく必要がございますから、これは、少し検討する時間なり、それは、頂いて、お答えの方はさして頂きたいという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私はね、そういう生臭いことは、わしは嫌いじゃいうて言うちよるでしょうが。県の、県水の方も、うちに来られたんよ、何回も。部長から、課長から。私、言うたんよ。海田町が、ね、無償で、広島県のために協力するんじゃから、最終的には、あそこ、グラウンドにするなり何なりするのは協力してくれと。それは十分協力しますと、それ、あんたあ、の、それ待って、ね、グラウンドを造るじゃどうのこうのいうことを、コンサルタントやられたんか知らんのじゃが、それまで待てんから、私が言う。ドッグランはすぐ造ったじゃない。あの程度か、危なかったらフェンスを張ってよ、整地して。何で、あんた、残土にこだわるんよ。あのまま、なんで放つときたがるんよ。何かメリットがあるん。業者からの何かメリットがあるんか。きちっとそこ、メリットがなかったら、ちゃっとフラットにして、海田町の町有地だ、というような、町民が見て、

きちんとできるような、ね、格好にきなさいよ、それが、できんのか。できんのなら、できん理由を言うて。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）先ほどもちょっとお話ししましたが、やはり、子どもたちにグラウンドとして使って頂くということになれば、それなりのことは、やっぱり、考えんにやあいけんですから、そのさっとやって、さっとやって、平地になったけえ、そこでグラウンドで皆使えという訳には、やっぱり中々いかんところがありますから、それはしっかりと、今の、その残土置き場のところでできるかできないかというのは、検討をいたします。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）だから早く検討きなさい言うんよ。さーと、ええ加減なことをして、グラウンドとして使え言うんじゃないんよ。みんなが利用できるような分ですりゃあ、ええじゃないですか。え。それを、何でも、あんたあ、ね、残土を積んで重機やって、高い金で、町が購入した土地をね、総合公園へ行くのに、一日何人通るちゅうこともない。醜いでしょうが。どうですか、醜くないん。どうかいの、建設部長。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）あそこの今の残土の置き場のところを、子どもたちのグラウンド整備にできるかどうかというのは、検討の方はささせていただきます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）だから、早くせんかったら、残土を置いちよるのが、見てくれがええか、格好がええか。ならして平地にしとった方が格好がええか、どっちが格好がええか、聞きよるじゃろうが。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）それは、しっかり皆さんの、海田町のためになるような形に使われるのが、一番いい形であると具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）ほんならそのように早くきなさい。以上で終わります。

○議長（久留島）9番、岡田議員。

○9番（岡田）9番、岡田です。3点について、お尋ねをいたします。まず、安保法制、戦争法廃止とくらし福祉について。安倍政権は、本格的な運用に乗り出している安保法制、

私たちは戦争法と言っておりますけれども、現実的な危機として、南スーダンPKO、対IS軍事作戦、アフガニスタンでの米軍の軍事作戦の三つの軍事活動への自衛隊派兵を否定はしておりません。安倍政権は、昨年11月、南スーダン国連平和維持活動に派兵をしている自衛隊に、駆け付け警護などの新任務を付与し、新任務のための武器使用の権限を与えた。重大なことは、自衛隊に戦後初めて殺し殺されることになりかねない危機的な任務を与えながら、南スーダンの深刻な現実を見ようとせず、自衛隊員が直面をする危機をまともに検討もしない、極めて無責任な態度を取っております。南スーダンが内戦状態にあり、戦闘が繰り返されているのに、内戦ではない、戦闘ではないなどと事実を偽る態度を続けて、衝突だという言葉のごまかしで取り繕い、危険を危険と認めない態度こそ最も危険です。陸上自衛隊が昨年7月に、首都ジュノバで、大規模な武力紛争が発生した際の状況を記録した日報を、破棄していたことが明らかになりました。日報が破棄されてしまえば、現地で自衛隊がどんな状況に置かれていたかについて、国民は把握するすべがなくなり、全くブラックボックスになってしまいます。日報破棄は、黒塗り以上の最悪の情報の隠ぺいにほかなりません。安倍政権が安保法制、戦争法の運用第1号となった南スーダンPKOへの派兵について、無責任な態度で安保法制、戦争法がどんどん運用されたら、取り取り返しのつかないことになります。そこで質問いたします。質問1として、海田町民でもある13旅団の隊員が、武器を持って海外に派兵をされる事態が現実のものとなりつつあります。日本の国際貢献は、自衛隊への新任務付与を直ちに撤回をし、自衛隊を南スーダンから速やかに撤退させ、憲法9条の精神に沿って、非軍事の民生・人道支援に切り替えるべきだと思いますが、町長の見解を、お尋ねをいたします。安倍政権が決定をした2017年度予算案のうち、軍事費は過去最大の5兆1,251億円に達し、5年前と比べて4千億円の増額です。統合機動防衛力の構築という名目で、陸海空自衛隊が海外に迅速かつ持続的に展開できる能力を構築することを目指すとして、オスプレイやステルス戦闘機、水陸両用車、無人偵察機、新型空中給油機などを導入するとともに、日本版海兵隊である水陸機動団など新たな部隊編成をしようと、進めようとしております。4千億円といえば、安倍政権のもとでの生活保護費削減、診療報酬の削減、介護報酬の削減などを合わせた額になります。社会保障の無慈悲な自然増削減路線を続けながら、軍事費は聖域で突出させる。安保法制、戦争法が暮らしを押しつぶし始めています。質問2、地方自治の目的の、福祉と暮らしを守るといふ地方自治の原点を取り戻すためにも、海外派兵のための軍事費を削って、福祉、暮ら

しに回すべきではないべきだと思いますけれども、町長の見解をお尋ねいたします。2番目に、特別養護老人ホームの建設について。昨年から町政アンケートを実施しておりますが、町民の声として、夫婦で入れる老人ホームを施設をしてほしい、1人6万から7万円の料金にしてほしい、医療費の負担が大変である。もっと高齢者が早く老人ホームに入れるようホームを増設してほしい。介護をする側に立って考えてほしい。終わりのない介護をする人のために何とかしてほしい。あるいは、イライラとストレス、身体の不調など、老健施設の建設を望んでおられます。今後、2025年に向けて高齢者人口が増加をいたします。町として軽費で入れる施設の建設をすべきと思いますが、見解をお尋ねいたします。3番目に、新海田公民館の駐車場について。新海田公民館の基本計画がほぼ決まり、2020年4月開館を目指し建設が進むと思います。ホールの座席数が、可動席と移動席合わせて510席程度ですけれども、ホールの座席数に比べて駐車場の台数が32台と大変少なくなっています。新しく開館すれば行事等で今まで以上の利用者があると思われましても、駐車台数が少ないために、利用者の方に不便を掛けたり、ホールを使う大きな行事などが控えられるなどのことがあるかもしれません。駐車場の確保は、災害時の駐車場の避難場所としても考えなければならないでしょう。提案として隣地のJA安芸海田市支店などに駐車場を求める交渉をはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問に答弁いたします。まず、安保法制イコール戦争法廃止と暮らし福祉についての質問でございますが、1点目と2点目については、防衛、安全保障は、国の専権事項であることから、国政の場において十分に議論され、国民に説明されるべき事項であると考えております。続きまして、特別養護老人ホームの建設についての質問でございますが、介護保険施設建設に当たっては、今後の高齢者人口の動向や町民の方々のニーズを把握することが重要であり、来年度の第7期介護保険事業計画策定時には、施設のニーズの調査を含めたアンケートや人口推計を実施する予定でございます。施設整備につきましては、高齢者が、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、第7期介護保険事業計画を検討していく中で、総合的に判断してまいります。続きまして、新海田公民館の駐車場についての質問でございますが、新公民館に整備する予定の32台の駐車場で不足が見込まれる場合には、現公民館の駐車場等を活用することとしており、隣接地に駐車場用地を求める交渉を行うことは考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田） それでは再質問させていただきます。1番目の安保健制のことなんですけれども、国の専権事項であるからと、町長ずっと以前から言われとるんですけども、でもやっぱり、今の、例えば、直近では、この度の国の補正、第三次補正なんかもそうなんですけれども、やはり今のそういうふうな状況いうんか、今、安保健制ができて、国の形いうんかが、ごろっと変わる訳なんですよね。今の憲法9条、どんどん変えていこうという、そういうふうな方針なんです。それについて、町長は、どういうふうな考えをお持ちですかと聞いたんですけども、やはり、今の、皆さん公務員ですから、今の憲法を守らにゃいけん訳なんです。それが、今度、改正をされようとしておると。で、今の憲法の大元である9条を変えていくんだと、国民投票も今度するんだということで、そうなってきたら、今のさっき質問にも書いたんですけども、どんどんどんどん、そういうふうな、国は防衛予算というんですけども、私たちは軍事予算と言うとるんですけど、そういうのがどんどんどんどん増えていくと。この度の、今度の3次補正でも、町長、昨日、東広バイパスの部分でもいくらか増えましたよと言われたんですけども、それ以上に、本当は17年度に持ってこにゃいけん、そういうふうな軍事予算の部分を、前倒しいうんか、押して使っておる訳なんです。だから、そういうふうなところから、どんどんどんどん、お金が掛かると。支出をしていくと。だから、今度、今のような福祉の部分とかなんかには、お金を減らしてくるというふうな格好の、今、予算立てなんです。だから、そのことについて、町長は、住民の、地方自治で福祉や暮らしを守らにゃいけんのだけでも、国のそういうふうな予算を地方に持ってこないけんのだけでも、持ってくる部分がどんどんそちらに行つとるからと中々地方に回ってこないと。だから、今の例えば、昨日から言われておりました医療費の、中学校の医療費の拡大の問題、本当は国がせないけんのだけでも、国が、そういうふうなところに予算を使うから、福祉とか医療の方に来ないいうふうな状況なんです。そのことについて、町長はどういうふうに思っておられるんですかという見解をお尋ねをしたんですけども、それは国がやることだけえ、関知せんよというふうなんじゃ、ちょっと具合が悪いと思うんですけど、実際に町を預かる、町の財政いうんか、そういうふうなのを預かる者の立場として。来るべきものが来ないというふうな、使い方が悪いから、ただやっぱり、地方の方にもそういうふうな配分いうんか、そういうふうなものをしてくれというふうなことを、どんどん国に言わにゃいけんのだけでも、その辺は国に任しとるというふうな。で、やっぱり暮

らしを守るためには言っていないけんのではないと思うんですけど、その辺のところの見解をお願いいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）あくまでも国政に関することですので、国で議論されるべきものだと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）それもそうなんですけれども、実際に、どんどんどんどん福祉とか暮らし、社会保障の部分が削られとる訳なんですよね。削られて、全体的に国の予算として削ってくるんか言うたら、ある一定の関係ない、そういうふうな、今度安保法制が通ったから軍事予算みたいなどころには、どんどんどんどん増えていくと。社会保障の部分がどんどん減らしていくと、この傾向は、ますます広がっていく訳なんですよね。どんどん。だから、そのことについて、やはり暮らしを守るためには、そういうふうな軍事予算にお金を使うんじゃなくて、地方にも回してくれと、社会保障も充実をさせてくれと。こういうふうなことを言わなかったら、今のままでどんどん社会保障は予算削減されていって、今の介護保険料なんかでも1割から2割、2割から3割と、どんどん、高齢者の人も現役世代並みの保険料を払わにゃいけんようになってくると、そういうことなんですよね。だからそれは止めないけん訳なんですけれども、住民の暮らしや福祉、安心を守るために、そのことについて、やっぱり国に物申していかないといけないんだけど、それは、国がやることだからというふうな態度じゃ、やっぱり、だんだん地方自治を守っていくことができるようになるんですけども、そのところを、ずっと聞いとるんですけども。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）国においても、限られた財源の中でいろいろと予算編成を苦慮されているものと思います。地方の実情につきましては、全国町村会等を通じて、国の方に訴えてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）限られた財源と言われるんですけど、それは全体的にどんどん減ってくれば、どの部門も経費を削減してくるんだったら仕方がないと思うんだけど、ある部分はね、どんどん聖域なしに、どんどんどんどん増えていくと。だから、今の安倍内閣ができてから、軍事部門というか、その予算はどんどんどんどん増えてきよる訳なんですよ

ね。で、今の社会保障とかなんかはどんどん削減をしてくると。だから、軍事費に増えた分が社会保障で削減をされとるといふ状況になってきよる訳なんです。このことについて町長は、これはおかしいと、社会保障も増やしてくれと。国は軍事力よりもそっちの方が、今、軍事費よりも、社会保障をもうちょっと手厚くしてくれといふふうなことは言うべきだと思うんですけども、それを言わないと、国の施策だから言わない、そのことは地方自治を守る立場からしておかしいんじゃないですか、ということなんですけれども、町長でも副町長でもいいですから、ちょっと答弁お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）先ほどから、繰り返しご答弁申し上げておりますが、町政に必要な財源の確保、これにつきましては、国の方へですね、これまでもいろいろお願いしてきているところでございます。国の予算全体の編成の権限でありますとか、あるいは防衛、あるいは安全保障、そういったことにつきましては、これは国の専権事項でございますので、これについては国政の場でしっかり議論をされて、また国民にも十分説明される必要があるというふうに、ご答弁申し上げている、そういう趣旨でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）それじゃあね、町長、いろいろなところに、東京の方に陳情とかいふふうなことをされておりますけれども、やっぱりこういうふうなことはね、言ってもらいたいんですよ。それは、国がそういうこと、でも、言わなかったら、それは全然、取り合ってもらえないいうんか、やっぱりどんどん社会保障は減らされとると。でも一方では、軍事費とかなんか、安倍政権になって、どんどんどんどん増えて5兆円を超えてしもうとると。これじゃあ、地方自治、暮らしとかいふふうなことを守っていくことができんと。もうちょっとこっちの方にも予算を、社会保障とか何かに、毎年毎年ずっと自然増、それと、毎年毎年、こう、どういふんですかね、高齢者とかなんか、どんどん増えていく訳ですからね。そういうふうなところにどんどんお金を掛かるから、じゃ社会保障削減しようといふふうなのが今の方針ですかね、国の。それでは困るんだということをやっぱ声を大にして言って、必要な予算措置いうんか、そういうふうなことはどんどん折衝でね、充実をさせてくださいということなんですけども、やっぱりそういうふうなことを言ってなかったら、中々こう、それこそみんなと一緒にあって、市長会とか町村会とかいふふうな、ずっと連携をして、声を大にして言わないと、今のままだったら、それこそ本当にね、どんどんどんどん軍事費は上がるけども、社会保障は毎年毎

年削られてきて、負担もどんどんどんどん増えてくると。法人、ちょっとこの前もあったんですけども、今のアベノミクスで景気がええと言いながら、去年の前半か、1ドル120円ぐらいだった20円、23円ぐらいだったから企業の収入があったけども、アベノミクスか日銀の政策でそうなったんだけども、ちょっとしたら、後半になったら、112円、110円ぐらいになって、儲けが全部なくなってしまったと。税収不足になるから、赤字国債を出すんだというふうな格好になって、本当に、数字で、見せかけだけで景気が良くなったと。実際の、この、私たちの購買力というか、そういうふうなものがあった訳でもない、給料が上がった言うても、それはごく一部の大きな会社の人たちだけだというふうな格好の中で、ほとんどの方は、今の200万円とか250万、それぐらいの給料で、大変なんだということで、更に、その上で、どんどん社会保障なんか切り下げられてくるというふうな中で、本当にね、やっぱり、町民、住民の暮らしを守ることができない状況が、もう、今のままだったら、ますます続くということなんですよね。だから、そのことについて、やっぱり町の代表として、地方自治の責任者として、そういうふうな、国に対して、もうちょっと、みんな税金払うとる訳ですかね。所得税とか何かを。そういうふうな部分で、もうちょっとこの国民の暮らしを見てくれと。どうしても歳を取ったらそういうふうなところにお金が掛かるのは当たり前ですからね。それを、そういうふうな方針いうんか、ところに、予算をもうちょっと付けてくれというふうなことを、言うて行くべきなんですけどもね。何かこの、一番、今の中で、何かに金が掛かりよるか言うたら、やっぱりそういうとこだと思うんで、今の、安保法制やなんか成立をした中で、憲法を変えるんだと言うた中で、やっぱり、そういう、戦争をする国にどんどんどんどん行きよる訳なんですよね。今、日本がすごく転換点なんですよね。悪い方に悪い方に変わりよる訳なんですよね。そういうふうなことを、認識はされとると思うんですけども、町長の認識として、今の、そういうふうな戦争する国に行きよるんだというふうな認識があります、町長。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今の認識の話なんですけど、これもあくまでも、安全保障に関するものは国政のところでやはり議論すべきことでありまして、先ほどですね、総務部長の方から法制的なお話をして頂きましたし、企画部長の方から、財政的な面のお話もさせて頂きましたし、副町長の方から、運営的なものを説明させていただきました。基本的には、繰り返しの答弁になりますが、このような防衛とか安全保障に関しては、国の専権事項で

ございますので、そういったところは、そこでしっかりと議論される、それにおいてですね、やはり代議員が出て話されておりますので、そういったところで進めていかれるのが、私町長としてですね、意見申すべきところではないというふうに考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）当然見解は違うんでしょうけどね、やはり今のね、私たちが国民として置かれとる立場というのは、やはり、今のままでいったら、憲法を変えるんじゃ、国民投票するじゃないかというふうな状況まで来とる訳なんです。これが、何年か前、5、6年前だったら、そんなことはないじゃろうというふうな状況だったんですけど、今はもう、国民投票するんだというふうなことも、この前の国会のあれで言うておりますけども、やっぱりそういうふうな状況に来て、ますます、本当にこのままでいったら、私たちの暮らしそのものを守ることができんんじゃないかと。まして、今、秘密保護法、保護法が成立しておりますからね、今の、総務部長が言われた、防衛とか外交の問題というのは、都合の悪いことは発表しないというふうなのが、法的にも、もう整備されとる訳なんです。で、まして、今の安保法制でね、自衛隊が海外に出て行って、後方支援をするというふうなことも、法律上は可能な訳なんですからね。今の政策的にはそういうふうなことはしないと言うとるだけであって、法的にはもう可能な状況になってきとるというふうな状況で、9条があるんだけど、それをねじ曲げたような解釈をしておるといふ状況なんで、どうしてもね、ちょっと、それが意見の相違があるかもしれんけど、やっぱり、今のままでいったら、本当にそういうふうな、どんどん戦争の方に行くとか、巻き込まれていくというふうな状況になって、福祉や暮らしは、本当に守ることができんようになるというふうな状況になると思うんで、その辺のところはね、やっぱり、もう1回お尋ねをするんですけどもね、やはり、町民の暮らしを守るために、やはり、国に対して、町民の暮らしを守るためには、どうしても、こういうふうな、福祉とか暮らしの予算というふうなものは、引き下げでは、充実をしてほしいというふうなことを言ってもらいたいんですけど、その立場で、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）繰り返し答弁になりますが、国会です、基本的な議論されて議決を得る状況でございますので、それに対してですね、私が、とやかく言えるような立場ではございません。で、町の運営においては、私はきちっと守っていくようにですね、そういった形の活動は、先ほど、縷々説明がありましたように進めてまいりますので、よろ

しくご協力のお願い申し上げます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）それでは、続いて、特養の建設を進めてほしいということなんです。これもさっきの続いたような格好になるんですけれども、今度、新しく、あそこに、5月開所ということでできるんですけれども、それは大変うれしいことなんですけれども、今から、どんどん、高齢化率が上がるかどうかというのはちょっと分からないんですけれども、高齢者の人口というのは、どんどん増えていくんですけれども、高齢者の定義をどうするかというの、この前テレビでやったりしましたけれども、高齢者人口が多いから、ちょっと高齢者の定義を変えて、高齢者と言われる人たちを少なくするような格好になってくると思うんですけれども、やはり今から、高齢者になって、どうしても、最後は、そういうふうな施設いうんか、とこでないと、中々、家族も、夫婦が元気であっても、両方見るとかいうふうなこと、中々難しいと思うんですよね。今、この前、テレビで、幼老介護、言うんですかね、子どもさんと親と一緒に介護するというふうな状況も出てきておるといふような格好で、ものすごくこう、難しい。で、そういうふうな中で、そういうふうな施設いうんか、そういうふうな整備がどうしても必要になってくる訳なんですよね。それで今の今、いろんな介護施設いうか、高い、月40万、50万という有料の高いところは、建てても、結構な入居者があるんだと。すぐ一杯になるというふうな状況なんだそうですけど、普通の人とはとてもじゃないけど、そんなところは、入所できん訳ですからね。やっぱりそういうふうな、普通の年金とまでは言わんけども、もうちょっとぐらいのところで入れる施設いうんか、特に年を取ったら、医療関係がそういうふうなものはどうしてもついてこないといけない訳なんですけれども、そういうふうな施設、それを町で単独で建設せえというのは中々難しいんでしょうけどもね、やはりそういうふうなところは、あるんですけれども、そういうふうなところと、タイアップとかなんかをして、町で、そういうふうな施設を、建設をするというふうな方向性いうんか、は、今度の7次の介護事業計画の中でされるというふうなことが、ちょっと書いてあるんですけれども、その辺はどういうふうなお考えなんでしょうか。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）今、様々な状況を、議員さんの方からお話を頂きました。施設の建設は確かに今おっしゃられたような様子等を全て次の事業計画を策定するときに、総合的に判断していかなければならないということでございます。もう一つありました、

例えば、民間とタイアップ云々して町の方で施設というようなこともございますが、介護保険の施設、特に特別養護老人ホームについては、町か、いわゆる地方公共団体、町か、社会福祉法人でないと、設置が、まず、できません。なので、そういう、それ以外の施設で、基本、考えられないことはないとは思いますが、今のような、いろいろな、狭い条件がございまして、そういうのを加味しながら、次の計画の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）町か、そういうふうな社会福祉法人になると思うんですけども、やっぱり、町の、どういうん、構想いうんか方針ですかね、そういうふうな中で、やはり、実際に町民の方でね、どうしても、今から、重病いうんか、長生きいうんかね、結構、されて、中々、認知とか、あるいは介護度が5ぐらいになる方いうのは、どんどんどんどん増えてくると思うんですよね。だからそういうふうな方が入所できるいうふうなのが、中々、今、現在だったら、少ないいうんか、で、町民の方もやっぱり望んでおられるんですよね。で、中々ないから、自分の家で見るんだけども、中々、家で見るいうても、それは中々難しいですからね。国の方針やなんかだったらば、在宅介護というふうな方針が出るんだけども、在宅では、中々、本当に、どういうん、共倒れになるいうんか、家族がみんな共倒れになるような状況が、今の現状なんですよね。やっぱり、それを、何とか、解決をせにゃいけんと。これは大きな課題だと思うんですけどもね。よく何か、実際問題、土地の問題とか、そういうふうなのがあるんだけども、やはりそういうふうな、計画いうんかは、立ててなかったら、中々、例えば、土地があっても計画がないから、たちまちはいりませんよというふうな状況になってくると思うんですけども、そういうふうな計画いうんか、現実的な計画いうんですかね、いうのも立ててもらって、やはり、最後は、どうしてもそういうところにお世話に、どうしてもならにゃいけんと思うんですよ。だから、そのときに、やっぱり、海田町として、そういうふうな施設いうんか、そうしたらやっぱり、介護する方も、やっぱり介護する方も専門家ですからね、やっぱり随分変わってくると思うんですけども。で、家族の負担いうか、そういうふうなものも軽減をされてくるんですけども、その辺のところは、どのように考えておられますかね。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）はい、今、町の方針を入れた現実的な計画というふうに、議員さ

ん、おっしゃって頂きましたけれども、これが、先ほども申しあげました本町の方で、来年度策定しようとしておる第7期の介護保険事業計画に当たります。その中に、先ほど来、出ております様々な要素、高齢者人口の推計でありますとか、サービス量の見込み、それと、いわゆる町民の方々、事業者等のアンケート、ニーズですね、こういったものを全て含めて、その中で検討してまいります。そういう具体的な数字から導き出されたものから、町の方針を決めて、それで、そういうものを決めて、実際に建設をすると、そこの中に入れていくという形になります。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田） そうした場合ですね、実際に建設ということ、ちょっと先のような格好にどうしても、日程的に、スケジュール的になってくると思うんですが、やはり、この、早い段階いうんかね、やっぱりそういうふうなもんがいると思うんですよね。だから、この、今の高齢者人口とかなんとかいうふうなのは、統計を見たら分かる訳なんですよね。極端に何かがあって、極端に高齢者の方が亡くなるとか、どっか町外に転出されるとかというふうな、極端なことがないと思うんですよね。だから、今の例えば、65歳の方が何人、60歳から65歳の方が何人、それは統計的に、これは自ずと分ってくる訳ですからね。だからやっぱり、2025年までにはピークになると。ピークになると、それが終わったら落ちる訳じゃないですからね。やっぱり、その、そういうふうなので、その後、そのときのことをいうふうなのを考えていかなかったら、本当に、どういうん、孤独死いうんか、そういうふうな状況がどんどんどんどん増えてきて、知らないうちに亡くなっておられたとかいうふうなことになってくると思う。今までも、たまにぽつぽつとある訳なんですけど、そういうふうな状況いうのがますますひどくなるいうんかね、だからそういうふうなことを防止するためにも、やっぱり早く、本当にそういう施設を望んでおられる方、すごく多い訳ですからね。これは海田町に限らずね、それは、どこの町でもそういうふうな施設いうんか、そういうふうなもの望まれておるのが多いんですけども、実際、中々入れるところが少ないから、皆さん往生されとるんですけども、やっぱり、そういうふうなのを考えてね、やっぱり、今度の第7次の計画いうんか、そういうふうなもので、こういうふうなのを建てますよ、いうふうなのをね、やっぱり前向きに検討してもらいたいんですけどね、それについてお尋ねいたします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木） 議員さんおっしゃいますように、団塊の世代の方が75歳を迎える

2025 年が、一番の高齢者のピークというふうには考えております。課長が申し上げましたように、介護保険事業につきましても、給付と負担の関係もございます。様々ないろんな人口の動向とかサービス料等を踏まえまして、いろんな施策を作っていくというふうには考えております。また第 6 期の介護保険事業計画、今、運営中でございますが、その中でも、認知症の予防対策等、地域での暮らしやすい生活についての対策も一緒に進めております。第 6 期計画で、新しく特養ができます。その動向も見ながら、第 7 期の介護保険事業計画は施設前提ではなく、様々な要因のことを考えながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）まあ、中々施設前提では中々難しいみたいな答弁だったんですね、やっぱりこういうふうなところに、今の、先ほどね、国の、そういうふうな、福祉とか介護の、そういうふうな予算が来ないから中々難しいいうんか、そういう一面はあると思うんですよね。だからそういうふうな、やっぱり暮らしを守るためにもね、やっぱり、そういうふうな、国に対しても要望してほしいということです。それから、公民館の駐車場の件なんですけど、新公民館駐車場の件なんですけど、今の公民館を、今、現公民館か、その駐車場を活用するから、今、安芸農協ですか、海田市支店は交渉しないということなんですけれども、今の、公民館だけで足りると思われませんか。例えば、今、大きな多分今度、500 席ぐらいになったら、いろいろな、行事とか何か増えると思うんですが、増えてもらわんにゃあ困るんですけれども、増えると思うんですけれども、それに対しての駐車場の台数ですね、今の台数と、そんなに、この 100 台も 200 台もある訳じゃないですかね、それを足して、本当に十分なんかというのをお願いいたします。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新しい公民館で、どの程度の駐車台数が適正なのかというのは分かりませんが、当面、現在の海田公民館の駐車場として活用しながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9 番（岡田）それで、当面、足りるのかどうかいうふうなね、32 台と、あそこ、何台ぐらいあるんですかね。100 台もないと思うんですよね。二つを足しても。あそこも同じぐらいの台数じゃないかと思うんですけれども。それで、今度、例えば、それこそ、500 人規模いうふうなのが、例えば、行事をされた場合にね、たまに、500 人規模、という

ふうな感じじゃないと思うんです。結構頻繁に利用があると思うんですけれども、それに対して、足りるのかどうか。で、足りなかった場合は、どういうふうな、やっぱり、何か対策を取っとかんと、いけんと思うんですよ。せっかく来てもらったんだけど、車がないから、どっか民地の駐車場を借りる訳にも中々いかんと思うんですけど、その辺のところはどういうふうに、駐車場対策として考えておられるんでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現在の海田公民館におきまして、現在、駐車場が36台ございます。現在におきましても、周辺でイベントをする際に、駐車場が必要な場合には、近隣の施設の駐車場も活用しながら確保しておりますので、当面は、そういった形で確保していきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）例えば、災害があった場合ですよね、やっぱり今の現状ではどこでもそうなんだけど、車の中で避難をされるというふうなのが結構ある訳なんです。で、今のこのJAの安芸海田支店、ここは、もう全然こう、どういうん、全く、どういうん、向こうは、売却をする気がないというか、は、交渉したけど売却する気はないとか、どうなんでしょうかね、その辺のところは。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）JA安芸さんの方から、駐車場の取得についての打診というものはございません。現在におきましては、あくまでも、現海田公民館がございまして、新たな土地をすぐに求めるのではなく、現海田公民館の駐車場を活用しながら考えていきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）JA海田市支店ですよね、あそこに、町から、向こうからは打診がないと、買ってくれとか何とかいう話はないというふうなことだったと思うんですけども、町から、協力してもらえませんかというふうなことは、言われたことあるんでしょうか。全く、もう、そりゃあ、何を言うんじゃ、ここはわしが使うんじゃと言われたんか、それとも、全然、話、交渉されてないんか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町の方からJA安芸さんの方に話をしたことはございません。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）行かれるいうんか、交渉される予定もないでしょうか。駐車場の確保をするから、ちょっと、どうかな、いうふうな交渉ですよ。そのことについて、予定はあるんか、ないんか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）当面は現海田公民館の駐車場の活用を考えていきたいと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○9番（岡田）できるのが32か、32年の4月ですよ、開館が。それまではあれでしょうけど、その後、どうもね、500席という結構な立派な公民館になると思うんですよ。そうしたら今の駐車場台数というふうなもの、やっぱりある程度、まだ、まだ、2年間かそこらありますけど。やっぱり、考えとかんにゃあいけんのじゃないかと思うんですよ。そうしないと、せっかくできたはいいが、駐車の問題とかいうふうなのが、どうしてもネックになると思うんですよ。だから、ある程度、駐車場台数、駐車場の周りというんか、いうふうなものも考えて、やはり、500席ですからね。500ぐらいだから、今までよりかなり大きな、今までの、極端に言うたら、ちょっと倍ぐらいな格好になるんですけど、やっぱり、その駐車場、結構大きな問題だと思うんですよ。だから、やっぱり、そういうふうなものも考えて、やはり、交渉を、ま、だめかどうか分からんけども、話をするとかいうふうなことは、してみるべきじゃないかと思うんですよ。で、やはり近隣いうても、中々難しいと思うんで、やっぱり自前の駐車場がどうしても要ると思うんですけども、今から多分、利用回数というのは、今までよりもぐっと増えてくるはずですからね、そういうふうなところ考えたら、駐車場の確保は必要じゃないかと思うんですけども、交渉のところを、もう1回交渉してみようという思いを、されるのかどうかいうのを、もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）現JAの海田支店のことでございますが、活用実態があるということが、まず、第一です。それと、交渉ということになれば、それに基づいて、条件がいろいろ変わってきますから、実態がある過程の中で、今、私らが検討する状況にはございません。もし、やめられるという話になれば、また、話は別だと思えます。それと、話が来ればということですから。実態調査が現実に出ておりません、ということで、答弁をさせていただきますというふうに思います。

○議長（久留島）この際、暫時休憩いたします。再開は、13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

7番、宗像議員。

○7番（宗像）7番、宗像です。まず、危機管理体制について質問します。昨年、町立学校内で警察が介入した事件がありました。このことについて、教育委員会から、情報の提供や状況説明の対応は素早く行われました。しかし、説明の中に、時系列の説明がありませんでした。そこで、このことについて質問すると、このような事件がありながら、本庁から現場に職員を派遣したのは翌日になってからの説明でした。当日は、出張等で職員が少なく、自らの部署では対応できなかったとのことでしたが、このような場合、他の部署の応援を求めるなどして、素早く職員を現場に派遣させた上で、事情聴取や対応に当たるべきであったと思います。この件に限らず、このような場合、町全体としてはどのような管理体制を取っているのですか。また、このような場合のマニュアルはどのようなになっているのでしょうか。次に、前回の定例会でも西浜交差点の危険である状態のところについて質問したところでありますが、現状は、高架工事のため暫定形であるという説明については、理解しております。しかし、工事完了後の形態については、国土交通省と県道管理者の県任せで、町としての根本的な対応策が見受けられません。高架工事前における道路の交差状況についても、安全性が保てる状態でなかったことは、皆さんご承知のことと思います。県道矢野海田線と、交差を、できる限り直角にする必要があるのではないかと思います。将来どのような改良していくのでしょうか。次に、町道6号線と日下橋の交差点においても、変則交差になっており、事故の起こりやすい交差点で、特に、町道6号線から信号の間隔が短く、無理をして進入する車両が多くなって、事故の起こりやすい状況になっています。実際、5交差点の信号のタイムラグの関係で、町職員もこの交差点での被害者になっていることも実際です。また、この信号では、朝夕の通勤時のみ、待ち時間が長くなるが多かったんですが、最近は、日中での待ち時間が相当長い状態が多くなってきております。これを改善するには、海田中学校からの路線と、この路線を交差点の手前で合流させ、5差を4差にする必要がある

のでしょうか、将来的にはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。まず、危機管理体制についての質問でございますが、事件や事故等が発生した際には、まず、発生について、直ちに私と副町長へ報告させるとともに、事案と状況に応じて指示を行い、対応をしております。また、保育所の園児のけが対応マニュアルや、認知症対応の徘徊SOSネットワークフロー、学校で発生した事件・事故に関するフローなど、発生頻度の高いものについては、マニュアル等を策定しております。議員ご指摘のとおり、事件等が発生した際には、素早い行動が求められることから、組織で連携して対応してまいります。続きまして、西浜交差点と日下橋南詰交差点についての質問でございますが、西浜交差点の将来的な改良については、高架橋工事完了後の交差点形状や交通形態の変化を踏まえ、県と調整してまいります。次に、日下橋南詰交差点付近の道路改良計画については、議員ご指摘の方法を含め、どのような形状で整備することが最善の方法か、今後検討してまいります。また、当面の安全対策は、事故防止や信号の待ち時間について、警察などと協議してまいります。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）まず、危機管理の問題ですけど、組織で連携して対応してまいりますと、これ答弁されてますね。現実の問題として、このときには、どのような、組織で対応されたんでしょうか。教育委員会からの対応については、既に報告を受けておりますので、組織としての対応をどのようにされたのか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、教育委員会の方から、町長、副町長の方に報告がございました。その後、教育委員会との協議の中で、それぞれの指示を出して対応したものでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）じゃあ、それをちょっと、そちらの方で受けた、時系列で説明してください。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず、事件の方が発生したのが12時50分頃でございます。その後、教育長の方から副町長の方に、14時15分に報告がございました。その後、15時15分

に、町長の方に報告が上がってきております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）じゃあ、元に戻ります。組織で連携して対応すると言われてましたが、町長答弁がありました。組織として、総務課の対応は、この時系列で言うと、ただ報告だけ受けただけにしか見えないんです。どのような対応されたんですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）総務課としての対応、総務部としての対応をとというのは、このときはございませんでした。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）ということは、この答弁違う。正しい答弁を書くべきじゃない。組織と連携して対応してまいります、組織で対応してないじゃない。答弁と違うでしょ。どうなってるん。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）組織で連携してというのは、町部局と執行機関の違う教育委員会ということではありますが、そういった報告等を受けまして、適切に町全体として対応できるようにということで報告を受けておりますので、連携という言葉を使わせていただきました。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）じゃあ、言葉として聞くよ。連携と報告、どう違うん。報告受けるだけで、それだけで、もう連携なん。だから、この答弁、ちゃんとした答弁書くべきでしょう。報告を受けてまいりました、いうんなら、まだ理解できるよ。連携してまいりました、でしょう。ということは、向こうの、じゃあ、その後、検証したの。連携するんじゃないら、当然、総務課としてどういう対応したんか。総務部として、ね、結果としてどういう報告書上げさして、報告書に対して、どこに漏れがあったか。ね、どういう対応が遅れたか。その検証したんですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）申し訳ございませんが、そこまではしておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）じゃあ、この答弁書、違うじゃん。副町長、事務方のトップとしてそうなんです。本来でしたら、そこらを、きちんと整理して、きちんとした連携、現場統一、

本当に動いてるのか、それをするのが連携じゃないんでしょうか。ね、僕が言いたいの
は、ここで、確かにこの例示を挙げさしてもろた。これ極端に悪かった。ほかでも同じ
ことが一杯あるんじゃないの、ね。だから、きちんとしたマニュアル、マニュアルは作
ってます。作っても、それを動かさなきゃ何の意味もない。違いますか。どうでしょ
う。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）今回の事案でございますけれども、教育委員会の事務局におきまして、
在庁の職員がその時点で少なかったというようなことで、現場に人員派遣することが困
難であったというふうに承知しております。私も、先ほどご説明いたしましたように、
報告は受けておりましたが、教育委員会の所管ということで、学校での管理体制等も、
一定のマニュアルがあるというようなことで、教育委員会の方で適切に対応されるとい
うふうな、勝手な思い込みで、そうした事務局の体制についてですね、どういう状況に
あるのかといったところまで思いが至らなかったという点があることにつきましては、
反省をいたしております。町長答弁で、組織で連携して対応することが重要だというふ
うにっております。人員も限られる中でですね、今回の事案に限らず、部局をまたが
ってですね、応援体制を取らなければいけない場合というのは、当然にあると思います。
その点については、今回のことを踏まえて、改めて、しっかり認識をしてですね、今後
の対応に生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）確かに起きて、それが対応にうまくできなかった。これは、誰しもあるこ
とですよ。それを、責めるんじゃないんですが、実際、連携できてないものを連携でき
るような答弁を、まずしないこと。次に、もしそれができなかつたら、当然こういう答
弁書が来れば、自分ら何かあるんじゃないかと考えて、少なくとも検証ぐらいしておく
べきでしょう。違いますか。当然、検証して、これが悪かった、ここが悪かった、じゃ、
教育委員会こういうふうなことをしなさいと言うのが、本来の連携であって、きちんと
した危機管理の体制を整えていく問題じゃないんですか。僕が、最近ずっと思うことが
あるのが、こういう問題が個々に出てきてる。あそこはあそこよ、こっちはこっちよ。
それを全体として、あれを、人の責任、問題としてではなくて、我が身の問題として、
やっぱり考えていく必要がある、そういう職員がやっぱり育ってこんにゃあいけんのじ
ゃない。それが今、全体的に町として足りないからこそ、いろんなところで問題が吹き上

がったときに対応がしきれてない。そこだけで対応しようとするれば、当然、今みたいに、出張で人間がおらん。どうしようもない。当然そこで一言、どういうふうにするんやって、一言聞けば済む話ですよ。今、人が居ないんですが言えば、当然、どっかで誰かを出そうとか、そういう問題ができると思うんですよ。その辺をもう少ししっかりやっていく必要があるんじゃないか。ほかにまだ言いたいことあるんですが、昨日ちょっと、そういうこれ以外の、情報の危機管理のことである職員と話をしたときに、ちょっと僕、役場におりながら、自らにも責任は半分あるんでしょうが、ある大きなことに、ちょっと昨日初めて気がついた。この4階の倉庫、誰でも、ぱっと上がれるんです。あっこれは相当の情報が入っている、これ、すいません、これちょっと危機管理のことで、ちょっと話が逸れるかもわかりませんが、その辺の対策を練らにやいけんのじゃないか。これは、すいません、これは苦言を呈しとくだけにしときます。次に、新開蟹原、西浜交差点と日下橋の交差点。西浜交差点、これは、前回にも申し上げて、いろいろと答弁、今暫定形だということで説明を受けております。仮に、これが元の状態に戻ったとき、工事の前に、今回、西浜交差点、新開蟹原線が西浜交差点まで開きます。3月に開きます。3月まで開くという説明を受けておりますが、まず、間違いなく、今の状態を見よれば開くでしょう。それでなくても今、あの狭いところへ向いて、バイパスの関係もあるんでしょうが、相当の車が流入して来てる。これは、町長、昔、あそこの交差点を調べられて、よくご存じだと思うんですが、相当増えてるはずですよ。元の状態に戻して、向こうから来る道路は多分直角に入る予定になっておる、ほぼ直角に入る予定になると思います。こっちの、反対側の交差点については、本当に、日下橋以上の変則交差のややこしい交差点。相手は、また、中央分離帯ごっそりある分の2線なんです。元に戻しても、もっと危なくなる、元よりも、戻した状態でも危なくなる可能性が高いんですが、これが、はっきり言って、元に戻したら、県にしても、それから国交省、今の高架工事にしても、完了で、町道のアクセスまでは、多分、元に戻したらおしまいのはずなんで、やってくれるとは思えないんですが、どうなんですかね。やって、それらも含めて、元に戻して頂けるんでしょうか。県と、協議をして調整してまいりますという言葉、どうなんでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）今のご質問は、町道を拡幅してまでというふうに私は理解をして答弁させていただきますが、今、話ししとるのはそこまでの計画ではなく、現状を復旧した

場合、どのようになるかという観点で、戻す工事をするというふうにお聞きしておりますし。失礼しました。お聞きしておりますし、それに対して、安全対策を町として提案させて頂くというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）ということは、元の状態に戻す中で、県と、県の中で、話し合いによっては、もっといい形態の交差点に、多分、国交省の工事の関係でしょうから、国交省の方が、戻して頂けるという言葉に聞こえるんですが、そう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）それは、例えばマーキングであるとか、信号の位置であるとか、現状でちょっと不具合があるようなところは改良して頂けるというふうにお聞きしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）ということは、道路の形状を根本的に見直すためのことは、するんじゃないくて、小手先のものだけはしてくれるけれども、根本的な問題は、解決は、絶対に残るというふうなことで間違いないですね。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、交差する方法、これについての改良までは至っておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）それから、日下橋の交差点、これ、どういう訳か分からんですが、町道6号側へ出るのが、今朝なんか、5分早く出て10分遅れるんですよ。5回待たされた。逃げるに逃げられない。電機高校の方に途中から逃げようとしたら、上で工事やっとなるから、全然動かしてもらえん。初めて、5回も待ったんよ。なぜか分からんですが、最近ものすごく増えて、日中でも1回で信号、出れない。だから、逆に言うたら、今、日下橋の交差点、無理して突っ込むやつ、特に6号から。中学校の方からは、まだいいんですよ。あとの信号が後ろに残ってるから。でも6号の方は、終わったらすぐ、こっちが青になります。6号線から来る方が、時間がものすごく短い。1回待てば、あそこは確か180秒から200秒現示だと思うんですけども、3分待つ。本当に最近、あっこすごい。その実態を、まず、分かっているのかどうか。理解されてますか。

○議長（久留島）建設課長。

- 建設課長（木村）はい、昨今そういう状況にあるということは、承知しております。
- 議長（久留島）宗像議員。
- 7番（宗像）最終的には、5差を4差にして、日下橋から直角に進行するような形で、これ、持ってこななきゃならないと思うんですよ。多分そうしないと、時間的な問題、それも含めて、そういうことでしか解決のしようがないと思うんですが、今までいろんな計画の中で、担当者として、どのように考えているんですか。
- 議長（久留島）建設課長。
- 建設課長（木村）はい、理想形といたしましては、議員さんご指摘のとおり、四叉路にするということが一番良いかと思っております。しかしながら、それに係る影響、国道2号線に対して右折レーン等の設置等が出てまいりますので、そのような中、費用対効果、で、今の現地調整とか信号機の調整等で、どこまで安全確保が図れるか等々を踏まえた上で、検討する必要があると考えております。
- 議長（久留島）宗像議員。
- 7番（宗像）理想形と言いながら、この理想形を、現実に、もう図面に落としてますよ。はっきり言って、この西浜交差点についてもそうです。現実問題として、もう図面には既に、落として、計画は作ってありますよね。その計画を実行するかどうかは別にして。それについて、理想形の形を、この、日下橋にしても西浜交差点しても作られてることについては間違いないですね。
- 議長（久留島）都市整備課長。
- 都市整備課長（龍岩）はい、現在のところ、新開蟹原線の道路の計画の中に落とし込んでございます。
- 議長（久留島）はい、宗像議員。
- 7番（宗像）その通りですね、新開蟹原線の中に落とし込んで、その交差点を、全て改良する形で、既に計画は立てられてると思います。で、当然、国交省の高架自体も、その計画を基に、国交省の高架の間隔の工事をされてるんじゃないです、どうなんですか。
- 議長（久留島）建設課長。
- 建設課長（木村）東広バイパスの高架と言いますか、橋脚の位置については、確かにそれを踏まえた上で、計画が決定されておりますけれども、日下橋の交差点の方については、高架橋との関連というのはないように記憶しております。
- 議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）申し訳ないです、言い方が悪かった、僕は、今、西浜交差点のことを申し上げてるんです。当然この西浜交差点にしても、日下橋の交差点についても、最終的な改良っていうのは何かと言うと、新開蟹原線があることが前提条件で全ての道路改良を進めるように、当然、国交省の今の橋脚の問題についてもそうですし、その橋脚もその交差点が入ってくることを前提に、その位置に合わせて設計されていると聞いております。これ、間違いないと、先ほど間違いなしという答弁がございました。だから、新開蟹原線を、少なくとも途中をやらないにしても、その交差点に絡む部分は、今からやっけていかなきゃいけない問題じゃないかと思うんですよ。当然、そこの、最低限、その部分の交差点部分、交差点に影響のある部分の範囲までは、今から工事を進めて、町としても一遍にできないにしても、新開蟹原線でもあの距離でも、何年掛かりました、僕、議員になってからずっと8年掛かってますよね。ぐらゐの気持ちでもってでも、やる必要があるんじゃないかと思う。新開蟹原線、僕は全線開けとは言いません。今開けてもらうのが、一番ベターだと思います。県道矢野海田が国道2号を結ぶ路線、はっきり言って、まともな路線は、中店小学校と、呉線からこっちについては、呉線から北側については、中店小学校線と、それから森島西谷線あの一冊しかない。少なくとも、町の、町域を考えれば、もう1か所ぐらゐ欲しい、あつた方がいいと思うんで、新開蟹原線、絶対残すべきだと。でも、執行部自体は、もう、この新開蟹原線を、廃止というのを、我々に示してます、何年か前に。少なくとも私、新開蟹原線をどうしてもしないというんであれば、当然、その交差部の問題については、きちんとした形で、廃止するなら廃止してもいいですから、廃止するときには、その、ここはつなげてほしいとは思いますが、その交差部、最低限、その交差部については、我々に、交差部はこういうふうに変更しますよという計画を見せて、廃止すべきだと思うんです。思うじゃなくて、そうすべきですよ。そうしないと、絶対にこの二つの交差点というのは、将来にわたつて、直すことはないでしょう。うちの職員が被害に遭つたような事故が、必ずまた起きる、と、私は思ってますが、執行部としては、どのような思いでおられますか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、新開蟹原線につきましては、現在、街路の見直しの業務の最中でございます。ですから、その中で、まだ廃止するかどうかというのは、決定はしてありませんが、その中で、今議員ご指摘の点も踏まえながら、視野に入れながら、検討をしてみたいというふう考えております

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）だから、新開蟹原線じゃなくて、今僕、最後に聞いたのは、交差点の問題については、最低限、それについては、考えて、着実に前に進めていくことはできませんかというのが一番聞きたい。要は、新開蟹原線がどうなるかというのは、今からそういうことを検討していく、多分連続立体交差事業の全体の見直しの中、全体の交通体系を見ながら決めていかなきゃいけないという問題が、新開蟹原線、じゃなくて連立、連続立体交差事業の中で青中がどうなるかも、まだ、先も見えてない。そうした中で、どうしても全体の交通体系を考えにゃいけない。それで考えるんでしょうけど、当面、西浜にしても、日下橋の交差点についても、安全性が損なわれてるのは事実です。これが、工事が、西浜なんか工事が終わったって、元に戻るだけであって、結果的な、根本的な解決はなされてない。そうした意味で、そこだけは少なくとも早目に計画を立てて、できるところから手をつけていく必要があるんじゃないかと言ってるんですが、それについてどうなんですか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、交差点部分の検証も併せて、見直しの中でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）ということは、それから、それまでは放っとくということですね。今の言葉で言うと、それまでは放っとくということですね。だから、危険ではない、見直しが終わるまでは何もしないよと。見直しの発注が、県が、昨日の説明でも、あれもあったように、32年でしょ。それまでは、完全に放っとくということですね、今のは。僕は、計画の全体を直せと言ってるんじゃないんです。交差点の話をしてるんです。だから、32年まで待ってくれ、放っときますから、待ってってくれということで理解していいんですね。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）放っとくということではなくてですね、西浜交差点に関しましては、復旧の際に、出来得る策があれば考えてまいりたい。議員ご指摘の、拡幅をするということは、今の時点では、そこまでの検証をしてございませんので、今言えることは、その復旧工事の中で、できる限りの安全策を取りたいというふうに考えます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像） さっき元に戻して、表面的なものしかしない、というて、国交省はそこま
でしかしない、というような答弁しかしてないでしょ。僕が言いよるのは、表面的では
なくて、根本的に直す必要があるから、直す気はあるんか、ないんか。少なくとも、そ
れを早目に都市計画の全体の話の中じゃなくて、スポットで考えて、やりませんか、考
える気はないですか。じゃけえ、今の答弁では、ないと理解していいんですね。それま
で、全く、そういうもの一切考えないと理解していいんですね。町としては放っとくん
だよ。ゆっくりでも、少しでも考えていく気はあるんかって、それを、先行して、それ
よりも。少しでも安全対策のために。それこそ町長がよく言われる、安心安全なまちづ
くり。そうした中で、その、一つの、ごく一部ですよ。僕は、今日、明日に直せって言
うてるんじゃない。それを、こういうふうな格好でやる。今はたちまちこれしかできま
せんということと、全く考えんということとは違うと思う。さっきの危機管理と一緒に、
そういうものを、そういうものに対して、金掛けて今すぐ直せと言ってるんじゃないん
です。そういうものを考えていく、そういう一つの気持ち、職員として必要じゃない
んか。だから、そういう気持ちを持って、前向きに考える気があるんですか、何回もそ
れをお聞きますけども。

○議長（久留島） 建設部長。

○建設部長（久保田） 一応、2段階で考えてまいります。まず、当面の、すぐできる安全
対策というのは、今課長が言いましたように、国交省とかそういったところで、身近な
安全対策の話をする。で、日下橋のところの交差点については、町長答弁の最初にあり
ましたが、信号の待ち時間とか、そういったところの協議をして、どういった安全対策
ができるかということは、それは、すぐやってまいります。あともう一つ、根本的な改
良については、これはどうしても時間が掛かることとございますので、この検討は、今、
都市整備課も言いましたが、また、今の、見直しのところですね、はい、あのところの
中ですね、しっかり考えて、一応、2段階で、安全対策の方は考えていきたいと思っ
ておりますので、よろしく願いいたします。

○7番（宗像） 終わります。

○議長（久留島） 14番、前田議員。

○14番（前田） 14番、前田です。巡回バスについてということで出しておりますが、循
環ということで訂正してお尋ねしますので、よろしく願いします。現在、巡環バスの
ルート変更が検討されておりますが、本来、この循環バスの運行目的は、交通弱者の救

済、すなわち高齢者により、車の免許の返納者の交通手段の確保を目的に運行されたものであり、現在、見直されている案だけでは十分ではありません。特に国信二丁目、さらには、三迫二丁目、三丁目、そしてまた最近は、新町、桜ヶ丘地区においても見捨てられているように思われます。このような地区の解消のためにも、現在運行してるバスのルートを見直し、しっかり交通弱者の救済、町民公平の立場に立って運行すべきではないかと考えます。そこで、まずお尋ねいたしますが、現バスの運行契約、これはどのような形態になっておるのか。いわゆる、ずっと、無期限の契約なのか、あるいは、単年度、1年、1年の契約で、自動延長なのか、その辺のことについてお尋ねいたします。更には、また、その契約の破棄というのはいかなるのか。いわゆる、更新するためには、ほかのことでも申し上げておりますが、自動更新というのではなくして、再契約、このことについてお尋ねをする訳ですが、中身がどういうふうになつとるか、いうことで、よろしく申し上げます。また、利用者の地域性を思うとき、いろいろ考えますが、運行当初も言いましたが、しっかり検討が足らぬのじゃないかということで、タクシーによる運行、あるいは、小型のバスによる運行等、いろいろ申し上げました。ここで、まず一つには、タクシーの運行、どうなのか、バスでやりますと、ここには書いておりませんが、今、申し上げました、新町、桜ヶ丘等は、バスでは上がれない。そこで、タクシーでの見直し、再検討してはどうかということでもあります。タクシー会社と別個に交渉して、例えば、町内1便500円、こういうような形です。利用者には、それなりの、100円応分の負担をして頂くというやり方、あるいはまた、タクシーをチャーターする、1日3万円ぐらいでチャーターする、こういうことになると、夏の暑いとき、あるいは冬の寒いとき、そういう、交通弱者と言いますか、高齢者が、玄関から玄関まで行けるんじゃないか。より安く、どういうんか、安易に利用できるんじゃないかと、このように考えますが、その辺はどう考えるか、お尋ねします。あるいはまた、月額、ごめんなさい。今の言いました1日3万円ぐらいでチャーターすることによると、月額、約100万円、そうすると、年間1,200万、現バスが年間1,400万となっておりますので、これだけでも200万円の節減と言いますか、経費の節減につながるんじゃないか、こういうふうに考えます。先ほど申しました、バスを小型化する、こういうことで、例えば、10人乗りぐらいの車で、右回り左回り、あるいはその時差式に丁度の時間には例えば右回り、30分遅れで左回り、このような方法もあるんじゃないかと思っておりますが、どのようにお考えかを尋ねます。それから、国信二丁目地区については、過去何度も申し上げておりま

すが、右折が非常に難しいということで、場合によっては、貫道橋まで行って、左折、左折で上がって行くという、下りてくるというような提案もありましたが、ここに、右折レーンを設置してはどうか。既にこのバスの運行から 10 年ぐらい経つとるので、この辺は何も考えずにやってきたのか、ここで改めてお尋ねしますが、右折レーンの設置、これはどのようにお考えか。これにより、右折レーンを作ると、バスの運行はもちろんでありますが、国信地区の住人の利便性、こういうことにもつながるんじゃないかということで、お尋ねします。これについて、町長の考えをお尋ねして、私の質問とします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。循環バスについての質問でございますが、協定は、年度ごとに締結しており、協定内容は、芸陽バス株式会社が、運行主体であること、それから、費用面については、循環バスの運行に要する経費から運賃収入、車内広告収入を控除した額を、町が負担するものとなっております。協定の解除については、解除しようとする日の 3 か月前までに解除を申し出たときは、解除できることとなっております。次に、タクシー、小型バスの時差運行等も含めての運行形態の抜本の見直しについてでございますが、まず、今回の延伸に伴う効果の検証を、乗降者数などのデータを収集し、行いたいと考えております。また、町内の今後の道路整備の見直しなど、バス運行に変化を与える要素、運行目的の変化などを整理し、町としてどのような方法で対応できるかを検討した上で、地域公共交通会議を招集し、諮っていく必要があると考えております。国信の右折レーンについては、4月に広島国道事務所に要望を行っておりますが、循環バスの件だけではなく、地域住民の交通安全にも寄与をすることを考えておりますので、今後も、機を捉え要望を続けてまいります。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）繰り返しになりますが、先ほど言いました、年度ごとの契約ということになると、言葉は悪いかも知れませんが、その都合によっては、簡単に契約を破棄できると、このように考える訳ですが、それは別として、先ほど言いました、三迫の、特に三丁目、あるいは新町、桜ヶ丘の方ですね、どのような手段を取っても、こういう交通弱者の救済は非常に難しいと、このように考えます。そのためには、先ほど言いましたタクシー等の利用、これは、非常に、今の言うた、交通弱者の救済には、即役立つのではないかと、このことを考えますので、ここです、ある程度、そういう、見直しをするというような文言も一部ありますが、どうなのか。ここでね、しっかり、タクシ

一とかも含めたね、検討する気は、ないのかどうか、ただ単に、何か、交通の安全とかに寄与するとかいうようなことも、もちろんありますが、これは、国信二丁目の右折ルートのことと言うとられる訳ですが、国信の二丁目あるいは三迫の二丁目、三丁目にしても、住宅を求められた方は、当時は、おそらく 30 歳、40 歳前の方がね、地区に入られたと思うんですが、既に、それから 30 年、40 年と今はもう 80 歳ぐらいになっておる。特に、今言いました国信の、元焼却場、あっこら辺りの坂を歩いて上るというのは、大変だろうと思うんですね。バスの乗り降りというても、坂道での駐車場の関係もありますが、ステップのことも考えると、タクシーなんかで検討した方が、非常に乗り降りも楽し、先ほども言いました、玄関まで、あるいは目的の玄関、病院なり、あるいは公民館の玄関まで行くというようなことで、再度ここで繰り返しますが、タクシー等も含めた検討をする気はないかどうか、こういうことで、再度お尋ねします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）改めての交通体系の抜本的見直しということでございますけども、他市町の先進事例や、専門家の意見等も聞きながら、調査研究、勉強の方をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）バスの契約は3か月ということだから、非常に簡単ということな訳ですが、年度ごとに契約をしておるということだから、非常に簡単と思うんですが、もう一つね、先ほど言いました、同じバスで運行する、バスの小型化というんですかね、タクシーも、一つは、そういう専門家等で検討するというようなことですので、その中にね、いわゆる、10人乗りというような、一つの例も言いましたが、そういう小型のバスといいますかね、10人乗り程度のもので、例えば、定時に、そういう10時とか、11時、12時に右回りなる、どっちでもええんですがね、左回りでもいいんですが、そして10時半、11時半、12時半に今度は右回りということで、交互にやるとね、利用者の利便性も違うが、ここらも併せて検討しないか、というのをまず尋ねてみたいと思います。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）先ほどの答弁と同じようなことになるかもしれませんが、抜本的な見直しということについて、今後、タクシー、乗り合いタクシーなのか、デマンドタクシーなのか、それともバスの小型なのか、いろんな方法論があると思っております。そこらも含めて、今後、調査研究、勉強の方をさせていただきたいというふうに考

えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それではそういうことでね、しっかりここはね、私が、本当、始めてバス、もう10年ですか、試行含めると十一、二年になるんじゃないかと思うんですよね。バスの運行、何か、言葉は悪いんですがね、のんびんだらりんと10年経ってきた。検討する、検討するようなことでね、何か、抜本的にやるっていうんですから、これ以上のことは、非常に言い難い訳ですが、そこでね、もうちょっと変えて、今度巡環バスのためにもなるし、今後、そういうタクシー、あるいは小型バスにしたとしても同じことだろうと思うんですが、先ほども言いました地区の人の交通安全のためにも、含めて、この右折レーン、で、まず、右折レーンを作るためには、瀬野川の河川敷というのかな、多少の埋め立てというか、幅寄せみたいなことも当然起きてくる訳ですが、ご存じかどうか知りませんが、現地はね、川の、断面で言うた方が分かりやすいと思うんですが、断面については、もう既に埋め立てた状態というか、道路の高さみたいにある程度水を流れるところがね、ないというか、道路の形態と言うてもいいぐらいのところがあつて、簡単に埋め立てというか、拡幅、道路の拡幅ですよ、川を埋めてね、できるんじゃないかと、こういうふうに考えますが、現地を承知されとるかどうかが、まず現地の状況、その河川の断面の状況、これについてお尋ねします。このことについては書いておりませんが、右折レーンに併せてお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、現地の河川の断面の状況については承知しております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それではそこで再度お尋ねしますが、その右折レーンのこと、川の断面が承知しておられるということですから、断面の大きさは変わらないので、水の流入量には関係ないと思います。そこで、ここにはね、国信の右折レーン付いておる。4月に国土交通、今年のことじゃろう思うんじやが、新年度のことを言うたられる思うんですが、まず一つ、4月というのは新年度のことなのかということを、ちょっと確認します。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）平成28年の4月のことでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）とすると約1年ほど経つとる訳ですが、厳格には10か月も分かりませ

んが、それらしき何か答えが出とるのかどうか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）その後、明確なご回答というものは頂いていない状況でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今言いました10か月の間、ただ単に申し入れ、右折レーンを作ってくれか、作ってくれんか、どういうふうに言われたかは知りませんが、その後、何の交渉と
いうのかね、要望というのか、何もされとんのかどうか、ちょっと念押しして聞きます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）レーンの要望というところでは、4月に町長さんの方が行かれて
からは、行っておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ちょっとしつこいかも分からんが、折角ね、そういうふうに、要望され
たというか、打診をされとるんだからね、これはね、是非必要だろうと思います。こう
いう巡回とか循環バスとかね、それを運行するため、先ほど言いました地区の
人が右折するにしても、あっちは右折、追突事故なんかも多いんでね、そういう安全面
も考えたときに、是非やるべきだというんでね、先ほどもちらっと言いましたが、もう
10何年間も、のんびんだらりとやとられるんだからね、何か、ここに急ぎのことがあ
ってもいいと思う。だから、今年の4月に申し入れて、その内、何か知らんけども、何
とかなるだろうというね、非常にのんきな考えなんです、再度、急ぎ、もう新年度で
もいいし、明日でもいいんだけど、明日、土曜日じゃけえ、だめじゃけどね。もう1
回、念押しして、何かこう急がす考えというんか、何かちょっと、どっかでも、そりゃ
建設委員会でもいいんじゃないかとね、そういうところへ、早く、こういうふうになるん
だ、なりそうなんだとかいうね、何かそういうんで、ちょっとねじを巻くいうんかね、
何かその辺の考えないのかどうか。ただ、もう、申し入れたからそれでいい、このよう
に考えておられるのか、その辺を再度聞きたいというか、何かね、のんきにやっておら
れるような気はするんで、どうなのか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）交渉を早めてはどうかということですが、今の話からしますと、
1年間空白がある状況でございますので、再度ですね、私の方からですね、出向いてで

すね、積極的な動きをです、キャッチしながら、改善できる方向のものを模索していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）では、しっかりね、早くやってもろうてね、やっぱり、こういうことは一日も早い方がいいと思う。ね、地区の人の安全を考えて、あるいは先ほど言いました、専門家と言いますか、バスの運行ルートの見直し、こういうときにも、それがあるとないとは、何か審議会というか、そういうところのね、もうずいぶん、判断が変わってくると、こういうふうに考えます。そこで、最後に一つね、そういう専門家会議というんか、何かそういう諮問委員会みたいなのを開くというような答弁が、ちょっとありました、いつ頃予定をされとるんか、そういうのが頭にあるのか。ただ、いわゆるその場逃れで、何とか逃げにやならんというんで、どっかでやるよ、というような答弁に終わったのか、ちょっと、その辺があれば、6月頃予定しておるとか、近々にやるとかね、年度内にもなんとかやるんだとかね、その辺のことも含めて、答弁をお願いして、最後にします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）三迫の非カバー地区につきましては、この度道路拡幅に伴い、他とは先行した形で循環バスのルート変更させていただきました。今度は、国信の方になりますと、本当に抜本的に見直しを掛けないと非常に難しい。当然、バス事業者、道路関係、警察、そこら辺もありますんで、協議には相当な時間を要すると思います。ただ、このまま何もしなければ、ずるずるといってしまうようなことになってはいけませんので、できるだけ早い時期に、そういった公共交通会議の場で話ができればと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことでね、どうも、バスに固執すると、非常に難しいんじゃないか。そこでね、もう1回、最後のお願いというか、その中にしっかり入れてほしいというのは、タクシーをね、これ、国信の二丁目であろう、三迫の三丁目、桜ヶ丘であろうね、これの方がね、安んじやないかと考える、ね。例えば、80便、1日1便、17人の利用とか何とかいうのもあったかと思うんですけども、仮に、80人ぐらいの輸送だと、ね、町内、500円で走ってくれるというような交渉をしたら、タクシーもやってくれるんじゃないか。84万円。1日3万円のチャーターはどうか分らんけども、そうすると

80 便であると、実際、町負担は 400 円、ね。随分安くなっていくんだと思うがね。これ、あえて答弁は求めませんがね。タクシーを、今の言う、交通の、何とか、専門家会議か何か知らんけども、こんなかに言うてね、検討すべき。なら、一番早う、解決つくんじゃないか。で、右折レーンとか云々というのは、後日の話であったりね、また、そういう別個の、交通安全対策の一環で進めりゃあいいんじゃない。このようにも考えますんで、是非タクシーも検討してほしいと、こういうことで、答弁せえ言うても、検討するんだから、それでいいと思いますが、以上です。終わります。

○議長（久留島）これにて一般質問を終結いたします。この際暫時休憩いたします。再開は 14 時 10 分です。

~~~~~○~~~~~

午後 1 時 5 4 分 休憩

午後 2 時 1 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第 2 から日程第 12 に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案及び予算案でございます。各案件については、日程順に、執行部より説明を受け、議員全員による予算委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 2、第 17 号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 17 号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について。広島市との連携協約に新たな事業を追加するため、連携協約を変更することについて協議するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（森原）それでは、第 17 号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてご説明いたします。議案書 1 ページをお願いいたします。資料は、資料 35 の広島市と安芸郡海田

町との連携中枢都市圏形成に係る事業の追加の概要をお願いいたします。併せて、資料 36 の、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約新旧対照表をお願いいたします。この度の変更は、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約に、新たな項目を追加するものでございます。内容につきましては、在宅療養患者の入院調整や医療機関からの在宅医療に関する相談に対応する窓口機能を有する、安芸地区在宅医療介護連携支援センターを設置運営する事業を、広島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町で連携し、安芸地区医師会へ委託するものでございます。経緯につきましては、介護保険法の改正に伴い、平成 30 年 4 月までに、市町が行う主要事業とされた在宅医療介護連携推進事業について、広島市及び安芸郡 4 町の広域連携により取り組むもので、幅広くかつ迅速な対応が期待されるものでございます。財源措置につきましては、連携市町村の取り組みに対する財源措置として、特別交付税が措置されます。本連携協約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行いたします。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。日程第 3、第 7 号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第 7 号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。保育所再整備に伴い、職員を派遣することができる団体を追加するための、所要の改正をするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課主幹。

○総務課主幹（下野）それでは、第 7 号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の 11 ページをお願いいたします。また、併せまして、資料 10、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、保育所再整備に伴い、保育環境が著しく変わる乳幼児及び保護者の精神的負担を軽減するため、民間事業者の設置する保育所へ町職員を派遣することによるものでございます。改正の内容でございますが、第 2 条第 1 項の職員を派遣することができる団体に、社会福祉法人住田学園福祉会を追加するものでございます。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。日程第 4、第 8 号議案、海田町廃棄物の処理

及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第8号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。近隣市町との均衡を図るため、一般廃棄物に係る処理手数料を改定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）それでは、第8号議案、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。資料は、資料11の、海田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表になりますので、併せてご覧ください。改正の理由でございますが、現在、広島市が、一般廃棄物処理手数料100円に定めており、98円に定めている安芸郡4町、安芸地区衛生施設管理組合と乖離が生じております。この状態を解消し、広島市との均衡を図るため、98円から100円に改定するものでございます。施行期日は平成29年6月1日でございます。この改正につきましては、同様の内容で、安芸郡4町及び安芸地区衛生施設管理組合が手数料を改定することに同意しており、施行期日も同日で施行する予定となっております。以上で説明終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。日程第5、第9号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第9号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。子育て家庭が、安心して暮らしやすいまちづくりを推進するため、通院医療費助成の対象者を小学3年生まで拡大するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第9号議案、海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の13ページをお願いいたします。併せて、資料12の、条例の概要及び資料13の、条例の新旧対照表をお願いいたします。説明につきましては、資料12の条例の概要で説明させていただきます。今回の改正は、通院医療費の助成対象を、これまでの小学校就学前までから、小学校3年生までに拡大するため、所要の改正を行うものでございます。改正する目的は、通院医療費

助成の対象を拡大し、子育て支援策を拡充することにより、子育て家庭が安心して暮らしやすいまちづくりを推進するためでございます。次に、改正する内容は、通院医療費の助成対象を、これまでの小学校就学前までから、小学校3年生までに拡大するものでございます。入院医療費の助成対象は、現行どおり中学校3年生までとし、一部負担金及び所得制限についても、現行どおりといたします。施行期日は平成30年1月1日としております。なお、助成のために必要な事務は、公布の日から行うものでございます。事業開始までのスケジュールといたしましては、平成29年度当初から安芸地区医師会などとの事務協議を行い、医療機関への説明を行ってまいります。また、対象者拡大のため、電算システムの改修や対象者への周知を広報などで行い、10月初旬には拡大対象者に申請書を送付する予定です。受け付けた申請書の審査を行った後、12月末までに受給者証を発送し、平成30年1月1日からの医療機関等での通院受診から適用するよう、対象者の方に、確実にお手元に届けるよう準備を進めてまいります。以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。日程第6、第10号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第10号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。平成29年度の第1号被保険者の介護保険料について、低所得者に対する保険料の軽減措置が据え置かれることとなったため、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）長寿保険課長。

○長寿保険課長（伊藤）それでは、第10号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。資料14の、海田町介護保険条例の新旧対照表も併せてご覧ください。第6期介護保険事業計画期間中の平成27年度及び28年度の介護保険料は、平成26年の介護保険法の改正により、消費税引き上げによる公費が投入され、現行条例第4条第2項において規定をし、低所得者の保険料軽減を実施しているところでございます。この度、平成29年度政府予算案が閣議決定をされ、現行の保険料第1段階の方に対する軽減措置を継続する旨の通知が発せられたことに伴い、本町の介護保険条例について所要の改正を行うものでございます。資料14の、海田町介護保険条例の新旧対照表をご覧ください。保険料第1

段階に該当する低所得者の方に対する軽減措置について、現行条例第4条第2項において、保険料の額を3万4,338円から3万904円へ軽減し、軽減する期間は、平成27年度及び平成28年度の2年間とすると規定をしておりますが、平成29年度についても軽減措置が据え置かれることとなったため、2年間の特例措置である旨の規定を削除するものでございます。なお、附則として、条例の施行期日を、平成29年4月1日とするものでございます。以上で、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。日程第7、第11号議案、平成29年度海田町一般会計予算から日程第12、第16号議案、平成29年度海田町水道事業会計予算までの6議案については、一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第11号議案から第16号議案までを一括でご提案申し上げます。平成29年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第11号議案から第15号議案、平成29年度海田町一般会計及び特別会計の予算についてご説明いたします。資料22の、予算の概要により、一般会計からご説明いたします。予算の概要の、2ページ、3ページをお願いいたします。平成29年度予算編成の基本的な考え方でございますが、財源を確保し、第4次海田町総合計画後期基本計画及び海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた各種施策を推進する予算といたしました。次に、4ページ、財政規模でございます。平成29年度一般会計の当初予算額は、96億6,500万円で、前年度に比べ3億2,800万円、3.3パーセントの減でございます。なお括弧書きで示しておりますが、国の補正予算に伴う経済対策を活用した事業費を加えた場合、予算規模は97億9,114万1,000円となり、前年度に比べ3億5,499万円、3.5パーセントの減でございます。次に、8ページから17ページにかけて、主要事業の概要として、主な新規拡充継続事業を掲載しております。また、18ページから29ページにかけて、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略として、数値目標、KPIと29年度の主な取り組み内容を掲載しております。個別の説明については、施政方針の内容とも重複いたしますので、省略させて頂き、後ほどご覧頂きたいと思っております。続きまして、30ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。30ページに一覧表を記載し、31ページ以降、内訳を記載しております。31ページの自

主財源と依存財源でございますが、平成 29 年度予算の自主財源は 53 パーセントで、前年度に比べ、1.2 ポイントの増でございます。主な増の理由は、町税の増によるものでございます。次に、32 ページをお願いいたします。町税でございますが、予算額は 41 億 2,236 万 4,000 円で、前年度に比べ、7,441 万 1,000 円、1.8 パーセントの増でございます。主な増額の理由は、給与所得の増等による個人町民税の増、自動車関連企業等の法人税割の増による法人町民税の増、新築住宅の増等による固定資産税の増等によるものでございます。34 ページに移りまして、町債でございますが、予算額は 6 億 3,810 万円で、前年度に比べ 2,460 万円、4 パーセントの増でございます。なお、35 ページに町債残高を示しておりますが、平成 29 年度末の町債残高は、約 82 億円と見込んでおります。また、36 ページに、プライマリーバランスを示しておりますが、29 年度は約 5,000 万円の黒字を見込んでおります。次に、37 ページ、地方交付税でございます。予算額は、10 億 6,371 万 4,000 円で、前年度に比べ 7,064 万 2,000 円、6.2 パーセントの減でございます。普通交付税につきましては、町税の増により基準財政収入額が増額となると見込んだこと等により、前年度に比べて減となっております。また、交付税特別会計の財源不足を補填するための臨時財政対策債振替額を 5,000 万円の増と見込み、地方交付税を合わせた実質的な地方交付税については、15 億 1,371 万 4,000 円と見込んでおります。38 ページに移りまして、繰入金でございますが、予算額は 4 億 5,360 万 1,000 円で、前年度に比べ 1 億 6,391 万 5,000 円、26.5 パーセントの減でございます。基金の残高については、39 ページの一覧表のとおりでございます。次に、40 ページに移りまして、地方消費税交付金でございますが、予算額は、5 億 2,724 万 1,000 円で、前年度に比べ 4,539 万 5,000 円、7.9 パーセントの減でございます。主な減額の理由は、円高及び原油価格の低下に伴い、輸入取引に係る消費税が減となったことによるものです。41 ページ以降、その他の歳入について記載をしております。後ほどご覧頂きたいと思っております。続きまして、52 ページをお願いいたします。目的別の歳出予算でございます。52 ページに一覧表を掲載し、53 ページ以降、内訳を記載しております。まず、53 ページ、議会費でございますが、予算額は 1 億 1,737 万 2,000 円で、前年度に比べ 973 万円、0.8 パーセントの減でございます。54 ページに移りまして、総務費でございますが、予算額は、9 億 4,571 万円で、前年度に比べ 3,300 万 1,000 円、3.6 パーセントの増で、主な増額の理由は、新庁舎整備基本計画策定、基本設計及び地質調査を行うことによる庁舎移転事業費の増によるものでございます。55 ページに移りまして、民生費でございますが、予算

額は 39 億 5,742 万 7,000 円で、前年度に比べ 1 億 5,284 万 9,000 円、3.7 パーセントの減で、主な減額の理由は、平成 28 年度に実施した私立保育所の整備に係る保育所再整備事業費の減によるものでございます。56 ページに移りまして、衛生費でございますが、予算額は、8 億 368 万 4,000 円で、前年度に比べ 4,508 万 7,000 円、5.3 パーセントの減で、主な減額の理由は、安芸クリーンセンターのごみ焼却炉の長寿命化工事に係る広域ごみ焼却場事業負担金の減によるものでございます。続きまして、59 ページをお願いいたします。土木費でございますが、予算額は 13 億 2,058 万 1,000 円で、前年度に比べ、1 億 9,563 万 7,000 円、12.9 パーセントの減で、主な減額の理由は、海田市駅南口地区計画事業費の減によるものでございます。次に、61 ページに移りまして、教育費でございますが、予算額は、8 億 3,187 万円で、前年度に比べ 3,072 万 3,000 円、3.8 パーセントの増で、主な増額の理由は、公民館整備事業費の増によるものでございます。62 ページに移りまして、公債費でございますが、予算額は、11 億 4,471 万 1,000 円で、前年度に比べ 151 万 5,000 円、0.1 パーセントの増でございます。次に、63 ページ、性質別の歳出予算でございます。内容につきましては、64 ページから 73 ページにかけて記載をしておりますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。76 ページをお願いいたします。まず、財政規模でございますが、12 億 3,448 万 2,000 円で、前年度と比べて 9,554 万 3,000 円、7.2 パーセントの減でございます。次に、77 ページに移りまして、歳入の概要でございます。2 款の使用料及び手数料は、公共下水道使用料の減額により、0.8 パーセント減の、4 億 5,660 万 2,000 円としております。続きまして、79 ページをお願いいたします。町債でございますが、12.3 パーセント減の、3 億 940 万円としております。下の表に町債残高の推移を記載しており、平成 29 年度末で約 78 億円と見込んでおります。続きまして、81 ページをお願いいたします。歳出の概要でございます。2 款の事業費は、施設整備費の減額により、29.8 パーセント減の、1 億 6,778 万 2,000 円としております。続きまして、国民健康保険特別会計でございます。88 ページをお願いいたします。財政規模でございますが、34 億 7,572 万 4,000 円で、前年度と比べて 2,250 万 4,000 円、0.6 パーセントの減でございます。次に、90 ページに移りまして、歳入の概要でございます。1 款の国民健康保険税は、加入者の減により、5.4 パーセント減の、5 億 1,324 万 4,000 円としております。次に、9 款の繰入金については、2 パーセント減の、2 億 5,571 万 5,000 円としております。次に、95 ページに移りまして、歳出の概要でございます。2 款の保険給付費は、

退職被保険者等の減少に伴い、医療費の減が見込まれることから、0.3パーセント減の、21億7,041万3,000円としております。続きまして、介護保険特別会計でございます。100ページをお願いいたします。財政規模でございますが、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計額は、20億4,018万6,000円で、前年度と比べて3,585万9,000円、1.7パーセントの減でございます。次に、101ページに移りまして、歳入の概要でございます。保険事業勘定の1款の保険料は、被保険者の増により、4.7パーセント増の5億1,063万7,000円としております。次に、105ページに移りまして、歳出の概要でございます。保険事業勘定の1款の総務費は、平成28年度に実施した小規模特別養護老人ホーム整備事業補助金の減等により、88.7パーセント減の、2,182万2,000円としております。2款の保険給付費については、地域密着型介護サービス給付費の増により、5パーセント増の18億9,410万円としております。続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。110ページをお願いいたします。財政規模でございますが、3億3,018万2,000円で、前年度と比べて844万8,000円、2.6パーセントの増でございます。次に、111ページに移りまして、歳入の概要でございます。1款の後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増加により、3.4パーセント増の、2億6,702万8,000円としております。次に、114ページに移りまして、歳出の概要でございます。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料徴収額の増加により、2.6パーセント増の、3億2,559万6,000円としております。続きまして、議案の説明をさせていただきます。第11号議案をお願いいたします。平成29年度海田町一般会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を96億6,500万円と定めております。第2条は繰越明許費でございます。5ページをお開きください。庁舎移転事業については、基本計画、基本設計業務を実施するものでございますが、期間に14か月を要する見込みのため、繰越明許費を設定するものでございます。次に、6ページから7ページにかけては、地方債でございます。14件の起債について、目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。議案の1ページにお戻りください。第4条は、一時借入金でございます。最高額を7億円と定めております。第5条は歳出予算の流用でございます。地方自治法の規定により、各項の金額を流用することができる場合を、給料、職員手当及び共済費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第12号議案をお願いいたします。失礼しました。表紙でございました。続きまして、第12号議案をお願いいたします。平成29年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総

額を 12 億 3,448 万 2,000 円と定めております。第 2 条は地方債でございます。3 ページに、3 件の起債について、目的、限度額等を定めております。表紙の第 3 条は、一時借入金でございます。最高額を 7 億円と定めております。続きまして、第 13 号議案をお願いいたします。平成 29 年度海田町国民健康保険特別会計予算でございますが、第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 34 億 7,572 万 4,000 円と定めております。第 2 条は一時借入金でございます。最高額を 5,000 万円と定めております。第 3 条は、歳出予算の流用でございます。各項の金額を流用することができる場合を、保険給付費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第 14 号議案をお願いいたします。平成 29 年度海田町介護保険特別会計予算でございますが、第 1 条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を 20 億 2,166 万 4,000 円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を 1,852 万 2,000 円と定めております。第 2 条は一時借入金でございます。最高額を 3,000 万円と定めております。第 3 条は、歳出予算の流用でございます。各項の金額を流用することができる場合を、保険給付費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第 15 号議案をお願いいたします。平成 29 年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、第 1 条で、歳入歳出予算の総額を 3 億 3,018 万 2,000 円と定めております。第 2 条は、一時借入金でございます。最高額を 3,000 万円と定めております。一部訂正をさせていただきます。資料 22 の予算の概要の説明で、一般会計の議会費の増減額を、97 万 3,000 円と発言いたしましたが、正しくは 973 万円でございます。訂正をさせていただきます。失礼いたしました。以上で、平成 29 年度海田町一般会計及び特別会計の予算の説明を終わります。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）続きまして、第 16 号議案、平成 29 年度海田町水道事業会計予算についてご説明いたします。資料 33、水道事業会計予算の概要の 1 ページをお願いいたします。事業収益は 4 億 4,609 万 7,000 円で、28 年度予算に比べまして、923 万 7,000 円の増となっております。また、事業費用は、4 億 2,846 万 5,000 円で、28 年度予算に比べまして 1,090 万 5,000 円の増となっております。以上の結果、29 年度におきましては、1,763 万 2,000 円の利益を見込んでおります。次に、資本的収入は、7,163 万 7,000 円で、28 年度予算と比べまして、2,642 万 5,000 円の減となっております。また、資本的支出は 2 億 850 万 3,000 円で、28 年度予算と比べまして、8,849 万 9,000 円の減となっております。29 年度は、蟹原取水ポンプ取替工事を実施いたします。また、水道管に

つきましては、引き続き、長寿命耐震管で更新してまいります。なお、差引き不足額、1億3,686万6,000円につきましては、内部資金であります当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定でございます。続きまして、第16号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万2,872戸、年間配水量は324万3,000立米、1日平均配水量は8,884立米を予定しております。次に、第3条には、収益的収入及び支出、第4条には、資本的収入及び支出、第5条には、海田町の水道事業の中長期的な計画となる水道ビジョンの策定業務が2か年にわたるため、継続費を、第6条には、配水管布設替工事の財源に充てるため、企業債を定めております。第7条には、一時借入金、第8条には、予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条には流用禁止項目、第10条には棚卸資産の購入限度額を定めております。以上で平成29年度海田町水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）先ほど、一般会計の説明の訂正で、議会費の増減額を97万3,000円の減を973万円に修正をお願いしましたが、正確には、973万円の減額を、97万3,000円に修正をお願いするものでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）資料の修正ではなく、発言の訂正をお願いするものでございます。

○議長（久留島）以上で全議案の説明を終わります。この際、議長よりお諮りいたします。

第17号議案、広島市と安芸郡海田町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について及び第7号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、第16号議案、平成29年度海田町水道事業会計予算までの11議案については、予算委員会に付託して審査することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第17号議案及び第7号議案から第16号議案までの11議案については、予算委員会に付託することと決めます。この際、お諮りいたします。予算委員会の審査のため、2月4日から2月20日までの17日間、休会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって2月4日から2月20日までの17日間休会

とすることと決めます。本日はこれにて延会と。

(「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島)佐中議員。

○15番(佐中) 予算委員会の副委員長が辞表を出されておるんですが、本会議から承認を受けなかったら、効力を発せんのです。ですから、この手続きで、どうするのかというのがありますが、このままいくと予算委員会の中で決めただけでは、副委員長の効力は発しないんで、その手続が必要ではないんですか、どうですか、お尋ねします。

○議長(久留島) 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後2時56分 休憩

午後3時18分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(久留島) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。ただいま予算委員会が開催され、委員長より宮坂副委員長の辞任の許可がされ、副委員長の互選が行われた結果、佐中委員が副委員長に決定された旨の報告がございました。本日は、これにて延会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後3時19分 延会